

平成25年

三重県議会定例会会議録

(9月30日)
(第24号)

第24号
9月30日

平成25年

三重県議会定例会会議録

第24号

○平成25年9月30日（月曜日）

議事日程（第24号）

平成25年9月30日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
第2 請願取り下げの件

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
日程第2 請願取り下げの件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 50名

1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊

10	番	中	西	勇
11	番	濱	井	初男
12	番	吉	川	新
13	番	長	田	隆尚
14	番	津	村	衛
15	番	森	野	真治
16	番	水	谷	正美
17	番	杉	本	熊野
18	番	中	村	欣一郎
19	番	小	野	欽市
20	番	村	林	聡
21	番	小	林	正人
22	番	奥	野	英介
23	番	中	川	康洋
24	番	今	井	智広
25	番	藤	田	宜三
26	番	後	藤	健一
27	番	辻		三千宣
28	番	笹	井	健司
29	番	稻	垣	昭義
30	番	北	川	裕之
31	番	舘		直人
32	番	服	部	富男
33	番	津	田	健児
34	番	中	嶋	年規
35	番	青	木	謙順
36	番	中	森	博文
37	番	前	野	和美

38	番	水谷	隆
39	番	日沖	正信
40	番	前田	剛志
41	番	舟橋	裕幸
43	番	三谷	哲央
44	番	中村	進一
45	番	岩田	隆嘉
46	番	貝増	吉郎
47	番	山本	勝
48	番	永田	正巳
49	番	山本	教和
50	番	西場	信行
51	番	中川	正美
(52)	番	欠	(員)
(42)	番	欠	(番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏一
書記(事務局次長)	青木	正晴
書記(議事課長)	米田	昌司
書記(企画法務課長)	野口	幸彦
書記(議事課課長補佐兼班長)	西塔	裕行
書記(議事課主査)	村山	トモエ
書記(議事課主査)	藤堂	恵生

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木	英敬
副知事	石垣	英一

副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	山 口 和 夫
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	北 岡 寛 之
環境生活部長	竹 内 望
地域連携部長	水 谷 一 秀
農林水産部長	橋 爪 彰 男
雇用経済部長	山 川 進
県土整備部長	土 井 英 尚
健康福祉部医療対策局長	細 野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥 井 隆 男
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	世 古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森 下 幹 也
雇用経済部観光・国際局長	加 藤 敦 央
企 業 庁 長	小 林 潔
病院事業庁長	大 林 清
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	岩 崎 恭 典
教 育 長	山 口 千代己
公安委員会委員	西 本 健 郎
警 察 本 部 長	高 須 一 弘
代表監査委員	福 井 信 行

監査委員事務局長

小 林 源太郎

人事委員会委員

岡 喜理夫

人事委員会事務局長

速 水 恒 夫

選挙管理委員会委員

川 端 康 成

労働委員会事務局長

前 畷 卓 弥

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本 勝） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（山本 勝） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、交付決定実績調書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

質 問

○議長（山本 勝） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。17番 杉本熊野議員。

〔17番 杉本熊野議員登壇・拍手〕

○17番（杉本熊野） おはようございます。

今日はこの議場内、少し蒸し暑い感じがしますが、外は日に日に秋らしさを増している今日このごろです。津市選出、新政みえの杉本熊野です。どう

ぞよろしくお願いたします。

まず、初めに、質問に先立ちまして、9月27日、伊豆大島沖で尾鷲市船籍の貨物船第18栄福丸の衝突事故でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、御家族の皆様へ哀悼の意を表します。また、現在も行方不明となっている乗組員の方の一刻も早い発見を願わずにはられません。

それでは、質問に入らせていただきます。

1項目めは、友好交流から経済交流へ、ブラジルミッションの今後の展開について質問をさせていただきます。

私は8月16日から23日まで、鈴木知事、山本議長をはじめ総勢66名のブラジル訪問団の1人として、ブラジル連邦共和国サンパウロ州を訪問させていただきました。

今年は三重県人移住100周年、三重県とサンパウロ州との姉妹提携40周年の年で、この節目のときに、これまでの友好交流から経済交流へと新たな互恵的な関係づくりを目指したブラジル訪問でありました。

経済交流へと発展を図るため、鈴木知事とアルキミン州知事は、特に教育、環境、産業・商業、観光の4分野について協力していくことに合意し、共同宣言に署名をいたしました。

滞在中は、州議会やサンパウロ市議会の訪問、工業連盟やブラジル日本商工会、ジェトロ・サンパウロとの会談など、意見交換の場も多数ありましたが、とにかく三重の魅力をPRし、三重を売りまくった5日間でありました。総領事館公邸での三重プロモーション、日系旅行会社への観光PR、日本食レストランでの三重の食材の売り込み、ビジネスセミナーなどなど、鈴木知事によるトップセールスはとてもパワフルでした。

また、三重県人会の皆さんをはじめ三重県ゆかりの方々とのネットワークも新たに強まったと感じています。三重県人会はとても力強いパートナーだと感じました。

きめ細かく計画し準備していただいた執行部の皆さん、本当に大変だったと思います。御苦労さまです。ありがとうございました。今後につながる実

り多いブラジル訪問となりました。

ブラジル訪問中、日系人の方を中心に、ビザの緩和を求める声が多数上げられました。鈴木知事は帰国したら国へ働きかけをすることを約束され、帰国早々の8月28日、折しも岸田外務大臣がブラジル訪問直前でしたので、そのチャンスを捉え、知事が直接岸田外務大臣に会い、ビザの緩和を求める提案をされました。そのフットワークはお見事だったと思います。

そこで、質問をさせていただきたいと思います。

ブラジルへ海外展開を目指す企業へのフォローアップはということで質問をさせていただきます。

ブラジルは、GDP、国内総生産が、2012年、世界第6位でありました。来年のサッカーワールドカップ、2016年のリオデジャネイロオリンピック、2020年のサンパウロ万博など、今後さらに経済成長が見込まれる国であります。また、日系人約150万人という世界最大の日系人コミュニティを有する親日国であります。中でもサンパウロ州は、人口4000万人を超え、ブラジルGDPの3分の1以上の経済規模を持つ州です。サンパウロ州との経済交流は大変時宜を得たものだと思います。

今回のブラジル訪問団には、経済団として24名の県内企業の皆さんが参加されました。訪問中、ブラジル企業との個別商談会や交流会が何度かありました。私も、4人の経営者の方々が現地の代理店と商談をする場に同行させていただく機会を得ました。

既にほかの国にも食品などを輸出している経営者の方々でしたので、商談のテンポは非常に速く、輸出するために必要な検査や手続などを手早く聞き取り、リスクなども聞き取り、相手のニーズに応えながらの提案型の商談がありました。

商談の中で、豆乳などの清涼飲料水等の輸出には原産地証明書が必要であることがわかり、日本へ帰ったら早急に取り組まなければならないということにもなりました。帰国後、県の農林水産部は早速、農林水産省に働きかけをされ、その結果、農林水産省が原産地証明書を発行することに決まったそ

うです。先日、その連絡があったと伺いました。大変大きな成果だと思えます。日本からブラジルへ、清涼飲料水等の輸出第1号は三重県からとなることを期待したいと思っています。

このようなことも含めて、海外展開には数多くのハードルがあることを私は体験させていただきました。初めての体験でありました。特にブラジルは、税制度など各種の制度が複雑な国だそうです。輸出の道を切り開き、継続的に販路を確保、拡大していくにはサポートが必要であることも実感させていただきました。

今回は食品以外にも、機械や機械部品、電子部品、林業関係などの企業の方が御参加いただきました。サポートの仕方もそれぞれだろうと思います。

そこで、質問させていただきます。

友好交流から経済交流へと、新たな時代へ展開したブラジルミッションですが、今回の訪問によって県内企業のブラジルへの売り込みは既に始まりました。今後、県としてどのような方針で展開されるのでしょうか。ブラジルへ進出しようとしている県内企業へのフォローアップをどうしていくのでしょうか。

できるだけ具体的に知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬）　まずは、議員から御質問いただきました、その前に触れていただきました第18栄福丸につきまして、5名の方がお亡くなりになりました。その方々の御冥福を心からお祈り申し上げたいと思いますし、あわせて、御遺族の本当に深い悲しみに心から哀惜の意を表したいと思います。あわせて、まだお一人行方不明となっております。懸命な捜索が続いておりますけれども、一刻も早く発見されることを強く念じる次第です。

ちょうど昨年の9月、宮城県沖で堀栄丸の事故がありました。それに続いての事故でありましたので、断腸の思いであります。今後も我々、今回も防災対策部長を下田に派遣するなど、対策本部も立てたりしておりますが、家

族のサポートをしっかりと市町と連携してやっていきたいと思えます。

そして、御質問いただきましたブラジルミッションの今後の県内中小企業の海外展開、そのフォローアップということではありますが、議員からも言うていただきましたように、今回は総勢66名で、三重プロモーション、ビジネスセミナー、観光トップセールス、三重デイなどを実施してまいりました。

また、アルキミン・サンパウロ州知事とは2度会談をさせていただきました、姉妹提携40周年の記念共同宣言を署名させていただきました。署名式冒頭には、あなたたちはサンパウロを魅了したという言葉、オール三重のミッションに対して大なる賛辞をいただいたことを私は大変うれしく思いました。

また、議員からも触れていただきましたが、日系人の皆さんを中心にビザの緩和についての御要望がありましたので、私が岸田外務大臣に早々に御報告に行ったところでありますが、今後さらに、ブラジルと交流の深い関係の自治体の首長とともに改めて関係の省庁に要望してまいりたいと思っておりますし、このビザの緩和に当たりましてはぜひとも議会の皆さんの御協力も賜りたいというふうに思っております。

さて、ミッションでの感想については、まず、県産日本酒や県産品を使用した豆腐あるいは調味料、こういうものに対して現地の方々から予想以上の反響がありました。また、昨年のフェスティバル・ド・ジャポンに出展し、今回のミッションにも参加していただいた企業の中には、自社商品が店頭で販売されているのを確認したというお話や、輸出の商談を進めているというお話があって、既に今日傍聴に来ていただいている皆さんの中で、フォローアップをしていただいている方々もいらっしゃいますし、ブラジルでの本物の日本食に対する関心の高さを感じたところであります。

先ほど議員からもありました現地での県内企業のサポートをどうしていくか、これの重要性を私どもも感じたところでございます。その意味では、まずの体制整備としまして、本年5月に県とジェトロとの間で中小企業等の海外展開支援に係る業務協力に関する覚書を締結しまして、その中に、特に対

ブラジル市場開拓とか農林水産物・食品における販路開拓支援というのが明記されており、協力して取り組むこととしておりますので、まずジェットロとしっかりと連携した現地サポート体制をつくっていくということを考えております。

さらに、ジェットロは今年度に入りまして、政府全体でありますけれども、サンパウロにおいて中小企業海外展開現地支援プラットフォームというのをつくっていただいております。このようなプラットフォームとも連携をして効果的な現地サポートを行ってまいりたいと考えております。

なお、来月中旬の企業経営者等を含むブラジル県人会御一行の来県の機会を捉えてビジネスセミナーの開催や県内企業の訪問を予定しております、今回のブラジル訪問で築き上げてきたブラジル県人会をはじめとする日系人や現地関係者との交流を促進し、経済交流につなげてまいりたいと考えております。

加えまして、中部経済連合会が三田会長を団長として、来月からブラジル・米国経済視察団を派遣すると聞きましたので、先般三田会長にも私のほうから、中小企業の海外展開のためのネットワークづくりをお願いしたいということで依頼をしてきたところでございます。

さらに、現在、中小企業単独では市場調査や取引先の開拓に限界があることから、官民一体となったそういう海外展開に向けての協議会の立ち上げについても検討を進めているところであります。

ブラジルについては、先月の訪問で芽生えた県内企業のビジネスチャンスもジェットロと連携し引き続きフォローアップしていくとともに、協議会においてはブラジル市場開拓に向けた課題などを共有することにより、県内中小企業のより一層の事業展開を支援してまいりたいと考えております。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） 知事からは、ジェットロとの連携をしっかりととか、県人会をはじめとする日系人の方々との連携、それから、官民一体となった協議会の設立について御答弁いただきました。

私、先日ジェトロ三重を訪ねさせていただきました。栄町庁舎にあるということを知りまして所長と意見交換をさせていただいたんですけれども、そのときに、ジェトロ三重の本棚にいっぱい経済情勢の本があったんです。中国のあたりが多かったんですけれども、そのたくさんの書籍の中にブラジル関係は3冊しかありませんでした。それだけそういった関係の本が少ないという、情報が少ないという状況であります。

そこで、先駆けて三重が入っていこうとしているのが今の段階だろうと思うんですけれども、そのとき所長と懇談させていただいたのは、こういう状況なので、よりきめ細かなフォロー、それからコンサルタントできるようなところも必要ではないかとか、現地パートナーの必要性なんかについても意見交換をさせていただいてまいりました。

ジェトロとの連携なんですけれども、幸いジェトロ・サンパウロの石田所長は10年前、2001年から2003年、三重の所長でありましたので、三重のものづくり、観光、それから食についてはよく御存じであります。ですので、そういったところをしっかりと、多分もうよく御存じでしていただくことになるだろうと思いますけれども、やっぱりきめ細かなというところで、そういうサポート体制、ぜひ御検討をよりきめ細かにお願ひしたいと思います。

その中で、上海とバンコクに、既にサポートデスク、県内あわせてですけれどもおつくりいただいているんですけれども、設置後1年を経過いたしましたので、一度しっかりとその効果も検証していただきながら、ブラジルに合う必要なサポート体制はどうかというあたり、ぜひ御検討いただきたいと思います。

県内中小企業への支援、これからも非常に海外展開というのが大きな課題の一つになってくると思いますので、どうかお取組、よろしくお願ひしたいと思ひますし、私どものほうもしっかりと注視をしていきたいと思ひております。ありがとうございました。

続いては、2点質問させていただきます。外国人離職者の就労支援についてであります。

ブラジル訪問中、国外就労者情報援護センター、略してC I A T Eとありますが、C I A T Eの二宮理事長との会談がありました。C I A T Eは、日本に働きに行きたいと考えている日系人に研修会を開催し、必要な情報を提供している機関です。日本とブラジルの両政府が公認している唯一の団体であります。

日本のバブル期、1990年に入管法を日本は改正しました。そして、日系人の在留資格が拡大をされました。当時は日本とブラジルの給料格差は四、五倍ありましたので、日本の工場で何年か働いて、稼いで、お金をためてブラジルへ帰るといのが成功モデルでありました。しかし、今、日本とブラジルには当時のような給料格差はありませんし、リーマンショック以降は日本での求人も減少しているのですが、それでもなお日本で働きたい日系ブラジル人はいます。

そこで、C I A T Eは今年の1月から介護研修を始めているそうです。介護人材が不足している日本で介護の担い手として働くことを支援する取組だそうです。ブラジルはまだ医療と介護は分離されておらず、介護の問題はこれからだそうですが、今後ブラジルも高齢化が進み始めるようです。

二宮理事長は、高齢化先進国の日本で質の高い知識と技術を身につけ、再びブラジルへ戻りブラジルの介護現場をリードしていく、そんな人材を、三重県と連携して取組を行っていききたいという考えを持っておられます。将来を見通してのお取組であります。

一方、県内ではリーマンショック以降、工場を解雇された女性たちを中心に、外国人の介護人材育成事業でヘルパー資格を取り、介護施設で働いている日系人が現在約70名を超えています。人手不足の介護現場で明るく優しい笑顔で介護できると、大変評判がよいと伺っています。今後C I A T Eとの連携が進めば、より質の高い介護人材の確保や、将来的には介護人材の交流によって、日本のすぐれた介護用品、三重県内で開発された介護用品、それらの経済交流にもつながっていくのではないかと考えます。

外国人の介護人材育成事業は、将来的な可能性も含めて大変有効な事業で

すし、この取組は全国的にも大変注目をされているところなのですが、緊急雇用創出事業なので今後の継続が危ぶまれております。大変難しいと思われ
ます。

今後も外国人離職者の就労支援に県として取り組んでいただき、将来的にはC I A T Eとの連携も御検討いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

3点目は、教育分野における産学官の連携についてであります。

私は、議員になってからこの間、外国につながる子どもたちの教育や多文化共生教育の課題に取り組んでまいりました。今回のブラジル訪問は、日系ブラジル人の子どもたちの母国を訪れ、三重県で頑張っている子どもたちのために何か少しでもできることはないかという、そんな思いを持って参加を
させていただいておりました。

そこで、私は、藤田宜三議員、森野真治議員、下野幸助議員と一緒に、実はこの4人とも外国人集住市の議員であります、この4人でカエルプロジェクトの調査をさせていただきました。

カエルプロジェクトは、2008年、リーマンショックと同時期にブラジル三井物産が創設した基金で、日本からブラジルへ帰った日系ブラジル人の子ども
の支援をするプロジェクトです。サンパウロ州教育庁が共催しています。今年で5周年を迎えました。カエルプロジェクトに5年間携わっていただいた中川さんという方からお話を伺ったのですが、その中身は大変、私にとっては衝撃的
でありました。ブラジルへ帰国した子どもたちは日本にいたときと全く同じ問題を抱えていたのです。

つまり、日本語もポルトガル語もどちらの言語能力も不十分で学習言語の習得が困難だった子どもは、ブラジルに帰っても、母国に帰っても同じ状態
のままなのだということがわかりました。当然といえば当然かもしれませんが、私は本当に、母国に戻ってもダブルリミテッドの問題は解決されないということを改めて確認させていただいたところです。

学習言語の習得のための日本語指導の研究は、日本、ブラジル、両国の共

通の教育課題であります。また、折しも今、文部科学省は、来年4月1日より日本語指導を特別の教育課程と位置づける方針を打ち出しております。より一層専門的な日本語指導のスキルが現場教員に求められることになるだろうと思われまます。

このような中、今回のブラジルミッションでは、三重大学とサンパウロ大学との間で国際協力に関する基本合意書が締結されました。大学と大学の学学連携です。

今後は、三重大学人文学部、医学部、大学院医学研究科などにおいて、学生と教職員の交流を進めていただく予定だと伺っております。そこで、私は、ぜひ加えて教育学部においても交流を推進していただき、例えば日本語指導の共同研究をしていただけないものだろうか、ひそかに期待をしているところです。

そこで、質問をさせていただきます。

今回の三重大学とサンパウロ大学との学学連携をきっかけに、例えば、日本語指導の研究などを、カエルプロジェクト、三井物産です、三重大学、サンパウロ大学、三重県、サンパウロ州が連携し共同で進めるなど、教育分野における産学官の連携を推進していただき、日本、ブラジル、両国の共通の教育課題に取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。教育委員会の見解をお聞かせいただきたいと思います。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 私のほうから、介護人材育成の連携、交流をということで御答弁申し上げます。

県では、平成20年秋の金融危機以降の急激な雇用情勢の悪化に対して、国からの交付金を基金に造成し、平成21年度当初から雇用創出基金事業に取り組んできましたが、そのメニューの一つとして外国人の介護人材の育成に取り組んでおります。

この外国人の介護人材育成事業では、平成22年度から24年度までで142名が修了され、そのうち74名の方が就職されているところですが、今まで継続

してきました雇用創出基金事業は今年度で終了することとなっております。

また、おしごと広場みえでは、ポルトガル語の通訳を設置し、外国人離職者の就職支援に関する相談窓口を設置しているほか、県労働相談室でも、ポルトガル語、スペイン語において外部通訳を活用し、外国人労働者からの離職等に関する相談を受けているところでございます。

外国人の有効求職者数は、金融危機以前は600人前後で推移していましたが、金融危機直後の平成20年12月から急増し、平成21年3月の4980人がピークとなりました。その後は減少に転じ、最近1600人前後で推移しておりますが、金融危機前の水準には回復しておりません。これら外国人離職者が安定的な職につけるよう支援するには、外国人離職者の多くが日本語や生活習慣等に係る知識に課題がございまして、一般的な職業訓練を受講しにくいという状況への対応が必要だと考えております。

このため、国におきましては平成21年度から、多くの日系人がいる地域では一般財団法人日本国際協力センターへ委託し、安定就労への意欲やその必要性の高い日系人求職者を対象とした日系人就労準備研修を実施しております。

三重県におきましても平成21年度から、津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市の県内6市で実施されており、平成25年度においては、1研修でございますが、40日間から60日間のコースを計16回実施する予定とされております。

また、国からの委託を受けて県が実施している民間の委託訓練におきましては、定住外国人職業訓練コースを設定することができます。しかしながら、本県におきまして平成21年度に定住外国人向け職業訓練コースを実施いたしました。翌年22年度には経費面の理由から事業者の応募がなく、実施を断念した経緯があります。今後、国に対してこの訓練単価の上乗せといった使い勝手のよい支援策を要望していき、県内の外国人就労に向けた事業の実施を今後とも検討していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 教育分野における産官学の連携についてお答え申し上げます。

外国人児童・生徒教育を推進するに当たり、県教育委員会では日本語の習得状況に応じて三つの段階に応じた取組を進めてきています。

まず、第1段階は受け入れ体制の整備、第2段階においては日本語指導、学校生活における適応指導の充実、第3段階は学習活動の中心となる教科指導の確立でございます。

このような3段階の取組方針のもとで、国の授業も積極的に取り入れ、市町教育委員会と連携しながら学校を支援しているところでございます。

特に第3段階の教科指導の確立に向けて、小・中学校においては平成21年度から、高等学校においては平成24年度から、日本語で学ぶ力の育成を目指したカリキュラム、J S Lカリキュラムの実践研究に取り組んでまいりました。その際、この分野において先進的に研究を進めている東京学芸大学や大阪教育大学と連携し、効果的な指導法についての研究を進めているところで

す。また、学校と企業との連携としましては、鈴鹿市内のNPO法人が県内企業からの資金提供を受け、日本で暮らす外国人生徒の進学を経済的に支援するために創設した夢の架け橋奨学金がございました。現在、平成25年3月に飯野高等学校を卒業し4年制大学に入学した生徒2名がこの奨学金を受給しております。

さらに、伊賀市内のNPO法人が、伊賀市教育委員会主催の小・中学校の外国人児童・生徒や保護者を対象とした高等学校への進学ガイダンスにおいて、進路相談などの通訳などの役割を担っていただいております。

このような取組を拡大、充実するためにも、議員から提案がございました、今回、三重大学とサンパウロ大学で国際協力に関する基本合意書が締結され、これを契機に両大学を中心とした産学官の連携により、学校教育における日本語指導に生かされる共同研究がなされることになればと期待をしていると

ころでございます。

県教育委員会といたしましては、今後も引き続き、市町教育委員会をはじめ、NPO法人、企業、高等教育機関などの多様な主体との連携による幅広い取組を着実に進めていくことで、外国人児童・生徒が社会の中で自立と共生の力を育んでいけるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） ありがとうございます。

外国人の離職者の就労支援については、これまでの経緯も踏まえ実績も踏まえ、国へ働きかけをしながら検討していきたいというお答えをいただいたと思うんですけれども、国へ働きかけていただくときに、私、離職者の就労支援という、そこにもあるんですけれども、介護人材の育成ということでもこの事業はすごく評価できるというふうに思っています。

簡単に比べられないと思うんですけれども、EPA、経済連携協定によって、インドネシアとフィリピンから11名の方が三重県内に介護福祉士として研修に来られておりました。その11名の中で介護福祉士の資格を取られた方は1名であります。その1名の方も含めて11名全員帰国をされました。

これは介護福祉士ということでハードルは高いんですけれども、やっぱりこの事業、介護人材の不足を海外から補うという思惑もあったというふうに思っておりますので、そういう意味では事業の目的は見事に外れていると思います。それよりも、三重県で実施した介護人材の確保という点では評価できるのではないかとと思うので、そういったところの状況もあわせて、ぜひ国のほうには働きかけをしていただいて、先ほど部長がお答えいただいたような方向でぜひ検討をお願いしたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

それから、教育分野のことですけれども、産学官の連携を期待しているとおっしゃっていただいたんですが、ぜひ県教育委員会からもそういう働きかけをお願いしたいと思います。

やっぱりこれは三重県の教育課題であります。全国共通ではなくて集住県の課題であります。ですので、国の動きを待っていてもやはりそういったところは遅いと思いますので、ぜひ三重県発でお願いをしたいなと思っております。

そして、この間ずっと、県の教育委員会、それから現場の教員、そしてNPOとかいろんな地域の方々のお力もおかりして、外国人、日本語指導が必要な子どもたちの教育というのは高まってきていると思います。実は、三重県は全国一高校進学率が高いというふうに聞いております。90%を超えて、そして、今御紹介いただいたように大学へ行く子どもたちも増えてきております。そういった子の中には、日本語、ポルトガル語、英語、どれも堪能という子どももいます。そういった若者が、やっぱり日系ブラジル人であれば、これからの日本とブラジルのかけ橋になっていく、その期待は私は大きいと思っておりますし、そういった若者をぜひグローバル人材に育てていただくような政策、施策をお願いできないかなというふうに思っております。

日本の若者について言えば、ちょっと私、いろいろこれ、調べる中で、いろんな気づきがありました。留学生の状況を調べさせていただきました。三重大から海外へ留学している、私費留学は含んでおりませんが、三重大から海外へ行っている学生の数は9名です。反対に、海外から日本へ、三重大へ留学している学生の数は278名です。日本の若者たちは内向きだと言われておりますけれども、やっぱりそれは、若者の意識だけではなくて政策にも私は問題があるというふうに思っております。そういったところ、県のほうではこれからグローバル人材の育成というところを非常に大事に掲げていただいておりますので、ぜひそういったことも含めて、今回の教育分野における産学官の連携をどうかよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でブラジルミッションの質問を終了いたしますが、私の体験に基づいただけの質問でしたので、全ては網羅しておりません。ほかにも課題や質問すべきことがあると思います。一緒に行かれた方々、もっとあのことも問題になったやないかと言われるかもわからないのですが、その点をどうかお許

しいたきたいと思います。

それでは、2項目め、災害時における医療的ケアの必要な障がい者への対応について質問させていただきます。

8月31日に、国による総合防災訓練の一環として広域医療搬送訓練が、県営サンアリーナの隣にある伊勢志摩広域防災拠点で実施されました。

南海トラフの巨大地震と津波により、沿岸部を中心に県内全域に甚大な被害が発生したと想定した実働訓練でありました。三重県では初めての実施でありました。

これがそのときの様子です。（パネルを示す）茨城、神奈川、京都、兵庫、ほかにもたくさん県外からDMA Tが駆けつけていただき、患者の受け入れ・搬送訓練を行っていただきました。ドクターヘリ、県警ヘリ、防災ヘリ、陸上自衛隊ヘリや消防、民間バス、福祉タクシー等にも御参加をいただきました。

続いての9月1日に、三重県・熊野市・御浜町・紀宝町総合防災訓練が実施をされました。これがそのときの様子です。（パネルを示す）御浜町役場の医療救護所の設置・運営訓練の様子であります。一部始終テレビ放映されましたのでごらんいただいた方もあるかと思いますが、今回は、医療救護所の設置・運営訓練、医療情報伝達訓練、重症者の搬送訓練など、災害時の医療対応訓練が主な目的の一つでありました。

また、この9月会議には補正予算として地域医療再生臨時特例基金積立金11億9000万円が上程をされ、その中に災害医療対策費が盛り込まれています。今年度は、三重県の災害医療体制の整備が進む、進めていただく年だというふうにご捉えさせていただいております。

このような状況を踏まえ、災害時における医療的ケアが必要な障がい者への対応についてお尋ねをいたします。

この問題は2011年6月の一般質問でも、私、取り上げさせていただきました。このときは、医療的ケアが必要な在宅の遷延性意識障害者を災害時に受け入れてくれる福祉避難所の整備を求めるという質問でありました。福祉避

難所整備という切り口だったのですが、今回は災害医療という切り口で、切り口を変えて質問をさせていただきます。

今年3月に策定されました三重県保健医療計画（第5次改訂）には、「本人、家族の自助努力では対応が難しい、在宅患者、人工透析、人工呼吸器装着、酸素療法等の患者への対応の検討が必要である」と明記をされております。「等」の中には、たんの吸引、胃ろうが含まれるそうです。

このうち人工透析患者については、今、健康福祉部医療対策局健康づくり課が災害時の透析マニュアルを改訂中であります。東日本大震災で得られた教訓を踏まえ、患者がするべきこと、医療機関がするべきこと、行政機関がするべきことに整理された内容となっております。8月31日の私も参加をさせていただきました広域医療搬送訓練では、透析患者の被災地外への搬送訓練も実施をされておりました。実施訓練のところまで透析患者については来ております。

そこで、三重県保健医療計画（第5次改訂）も踏まえ、透析患者以外の医療的ケアを必要とする遷延性意識障害者等、重度の障がい者についても災害時の対応を検討する必要があると考えます。そのためには、まずは実態調査もしていただく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 御質問いただきました遷延性意識障害者の実態調査についてお答えをさせていただきます。

遷延性意識障害は、事故や病気による脳の損傷が原因で重い意識障がいのが長引き、自力では移動や食事などができず、意思疎通もほとんどできない状態が長期間続く症状のことです。

遷延性意識障害となった当初は医療機関に入院し治療が行われますが、急性期を脱し症状が安定すると退院を促され、転院を繰り返したり在宅での療養に移行していると聞いております。

特に在宅の場合は、災害時の対応も含め、御家族が非常に心配されているということも伺っております。しかしながら、遷延性意識障害者の実態につ

いては、本県を含め全国的にもほとんど把握されていないのが現状です。これは、遷延性意識障害は症状であり病名ではないことから医療機関や福祉施設においても把握が難しいということや、プライバシーへの配慮が必要という実情があることによります。

このように、実態把握には様々な課題がございますが、医療機関などの関係機関との調整も図りながら、今後、実態調査の実施に向けて検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） 実態調査をしていただくということでしたので、本当にどうかよろしく願いいたします。

私が存じ上げている方は、現在37歳の男性です。大学生のときアルバイト中に熱中症になり、遷延性意識障害となりました。交通事故でそういった症状になられる方が一番多いというふう聞いております。在宅で、両親が交代で、日夜、24時間看護しております。24時間目の離せない医療的ケアを伴う看護、想像していただきたいと思います。

私、先日、この本を読みました。（現物を示す）『生きている 「植物状態」を超えて』という本であります。宮城県にある河北新報社がまとめた本であります。朝刊に連載した記事をまとめた本なんですけれども、医療の側からは治療の対象にならない人、福祉の側からは介護の手に余る人、宙に浮いたまま医療と介護のはざままで家族だけが苦難を背負う姿がルポルタージュされておりまして。そして、そんな家族が東日本大震災によってさらに苦境に追い込まれた様子が描かれておりました。そういった状況をぜひつかんでいただいて、実態調査をお願いしたいと思います。

それでは、三つ目の質問に入らせていただきます。

防災タウンウォッチングから見えてきたことということで3点質問させていただきます。

私は8月25日に、私が住んでおります津市修成地区の防災リーダー研修会

に参加をいたしました。自治会長、民生委員、それから学校長など、約70名の方が防災リーダーとして参加をし、講師は三重大学の川口准教授でありました。

タウンウォッチングして避難マップを作成するという研修でした。（パネルを示す）これがタウンウォッチングに使ったところの地図と同じところの航空写真です。ここに岩田川という川が流れていて、東側に、ここには写っておりませんが伊勢湾があります。この南北にピンク色ののが国道23号です。そして、JR線と近鉄線がこういうふうに並行して走っております。ここが出発点の津市体育館で、ここが津市立修成小学校です。この黄色の線が私たちが行きに選択をした避難経路です。帰りは違う道を選択いたしました。

数名のグループに分かれて津市体育館を出発して、地図を片手にタウンウォッチングしながら徒歩で修成小学校まで避難し、1時間以内に体育館に戻り避難マップをつくるという訓練でした。

想定は、マグニチュード9.0、震度6強の地震が発生し、二、三メートルの津波が来るという想定でした。出発前にグループで避難経路を決めるんですけども、七つグループがあったのですが、避難経路が同じになったグループは一つもありませんでした。何を安全と考え、どれを危険と見るか、優先順位というのは各グループそれぞれ違っておりました。

これがそのときの写真なんですけど、（パネルを示す）私、記録係を命ぜられまして記録係をしておりました。ブロック塀や大きな看板など危険なものや、消火栓とか消火器といった助けになるものをチェックしながら、お互いに気づいたことを声に出し合いながら避難をいたしました。今日は、そのときグループのメンバーが声に出した、気づいたことや疑問に思ったことなどから3点質問させていただきます。

一つ目は、自動車による津波避難の検討をする必要があるのではないかとという質問です。

まず、初めに、メンバーが国道23号のところに来たとき、信号が赤でしたのでそこにとまっておりまして、ずっととまっている間に出てきた声なんで

すが、発災直後、国道23号は渡れるだろうかという疑問です。

きっと信号は機能していないだろう、避難を急ぐ車がいっぱいで、国道23号は危険で渡れないのではないだろうか。被害の状況にもよります。もう国道が走れない状況になっていることもあるだろうと思いますが、こういう疑問も出ました。そこで、自動車による津波避難のことがその場で話題となりました。東日本大震災では、自動車で避難したので助かった命と、自動車で避難したために失われた命があります。

国の防災計画によりますと、（パネルを示す）これが昨年出されました中央防災会議のものなんですけれども、「津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。」とした上で、「ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、都道府県警察と十分に調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。」というふうになっております。

この検討は大変難しいと思いますが、私は避けては通れない問題だろうというふうに思っています。

災害時要援護者の問題は、実は他人事ではないというふうに常々思っています。といいますのは、ふだん元気な人でも地震によってそのときけがを負い、いつ歩けなくなるかもしれません。災害時要援護者になるリスクは誰にもあるのです。ですから、やはり自動車による避難というのは合意形成をしていく必要があるというふうに思っております。

そのときに、市町がこの問題を検討するとき、県として市町をどのように支援し検討を推進していくのでしょうか。方針をお聞かせください。

二つ目は、大規模災害時の踏切の問題であります。

踏切のことなんですけれども、この修成地区、より遠くへ、より高台へを

合い言葉に、避難所に指定されている修成小学校ではなく、ふだんの避難訓練はJR線と近鉄線の踏切を渡り、より高台のセントヨゼフ女子学園へ逃げる訓練を実施しております。今年も11月10日に実施を予定しています。修成小学校はもっと海のほうから来る人のためにあけておこうと、逃げられる人はもっと遠くへということで、そういう訓練をしております。

メンバーの1人がその踏切に差しかかったときに、その踏切を指さしてつぶやいたんです。人も車もこの踏切に集中するな、遮断機、おりにいるやろう。上がっているという人もいたんですけど、踏切はスムーズに渡れるだろうかという声でありました。

聞くとところによりますと、電車が急停車をすると遮断機はおりたままだそうです。また、地震等で制御ができなくなると遮断機はおりとも聞いております。とにかく、発災後、遮断機がおりにいる状態になっていることは十分に考えられると思います。東日本大震災では、線路の警報機が鳴り、自動車が渋滞していたという報告があります。これは宮城県の東松島市の野蒜で話だというふうに思っております。私も2011年5月にその踏切のところに去了ので、いろいろ想定をしてしまいます。また、おりにいた遮断機をずっと手で上げていた人が亡くなったという話も聞いております。

もう一回この地図を見ていただくと、（パネルを示す）この踏切、JR線と近鉄線と二つありますので、二つ合わせると遮断機は八つあります。それから、この地域、線路より東側に高台はありません。津市内は全部そうです。線路に一番高台は、ここ吉田山であります。線路を越えないと高台には行けないというのが津市の地形であります。こういった地形のところは、県内にはほかにもあると思います。そして、そこに人と自動車が殺到するということも予想されると思います。

津波避難時の避難経路の確保という観点から、踏切横断という課題に対して、県としてどのように対応していくのかをお尋ねしたいと思います。

三つ目の疑問です。

ずっと歩いておられますと、こういう海拔表示がありました。（パネルを示

す)ただ、この海拔表示、数が少ないな、少ないけどええのかな、目立つか、これでええのかなと海拔表示に対するお声がたくさんありました。これは、津市が市道に設置した海拔表示です。まだまだ数が不足しているということなので、津市は今年度も設置を進めるということだそうです。

(パネルを示す) 続いて、これは国道23号に国土交通省が設置したものです。本当に目立ちません。赤丸がしてないとわからないと思うんですが、これ、左側に大手銀行の本店があります。岩田橋という橋のところですよ。そのたもとにあるというので、私、探しに行ったんですけど、すぐには見つけられませんでした。

(パネルを示す) 三つ目、これは住民手づくりのものです。自治会の掲示板の下に張ってありましたので、これが実は一番よく目立って、皆さんの目にとまる海拔表示ではないかなと感じさせていただきました。

研修会の中で川口准教授が話されたことなのですが、大紀町錦の津波避難タワーは避難のためだけのものではない、次世代の子どもたちに津波が来たら高台へ避難せよという強いメッセージを送っていると言われました。災害から時がたつと多くの人の防災意識は薄れていきます。防災意識を次世代に引き継いでいくためには、誰の目にもとまるメッセージ性の強い表示が必要だと思います。それは海拔表示に限ったことではありませんけれども、そうだと思います。

私の実家は、前にも御紹介しましたがけれども、大紀町錦にあるのですが、錦の海拔表示はとてもよく目立ちます。幸い県道への海拔表示はまだこれからでございます。まだ未設置でございます。ぜひ県道に誰の目にもとまるメッセージ性の強い海拔表示をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

以上3点、御答弁をよろしく願いいたします。

[稲垣 司防災対策部長登壇]

○防災対策部長(稲垣 司) 議員から津波避難に関して3点御質問を頂戴いたしましたので、私からは、そのうち自動車による避難のほうと踏切での対応、この2点について答弁をさせていただきます。

議員の御質問の中にもありました東日本大震災の現実、これを踏まえまして国においては自動車による津波避難についての検討が行われておりまして、映写でも先ほど御説明がありましたけれども、自動車の避難を限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るということで、一定のそうした考え方は出されましたけれども、残念ながらそれ以上の具体的な方策については示されずに地域に委ねられているというのが現状でございます。

県のほうにおきましても、昨年度実施しました津波避難に関する三重県モデル事業におきまして、自動車による津波避難の問題についての検討を行っております。

実証実験を行いました伊勢市、熊野市でのワークショップにおきましては、避難方法として自動車が使えるかということに住民の皆さんに一つのテーマとして提示させていただいて議論をしていただきました。もちろん議論だけではなくて、伊勢市の場合は消防団の車両にマスクをつけて災害時要援護者用と書いて実際に訓練に使ってもらったりとか、あるいは、熊野市では公用車を使って実際に、狭い道路とか、後で言います踏切の関係の道路とか、そうした検証も行ってもらっています。

結果、報告書におきましては、最後は限定的に自動車による避難も考える必要があると述べるにとどまっているんですけども、要するにその県の報告書でも、県内にはもちろん、言うまでもなく平野部があり、リアス式海岸部があり、そして、人口密集地域もあれば過疎地域もある、高齢者の多い地域とそうでない地域があると、地勢や社会情勢が全く違うわけですから、そういう中では地域の避難の状況も当然変わってくるわけで、これ以上、県のほうでも踏み込んだ記述はできずに、統一的な指針や方針というのは示しておりません。

あえて方針はと問われれば、国同様、徒歩による避難が原則であると言わざるを得ず、あとは地域の実情に応じてとならざるを得ないのが実態でございます。

こうしたことから、やはり自動車による津波避難については、伊勢市や熊

野市の取組同様に、また、先週金曜日には「NHKスペシャル」という番組の中で宮城県山元町でも同じような取組や訓練をやっていましたもんですから、そうした地域の中で、具体的に車には誰を乗せるのか、それは要援護者の方に限るのかとか、そうした場合だったら誰が運転するのか、渋滞発生ポイントはどこか、障害物はないか、そうしたことを十分に検討していただいた上で、地域ごとに、ベストな答えはないと思いますけれども、できるだけベストに近づくベターなルールを話し合いで決めてほしいと思います。

踏切の問題も実は同様で、東日本大震災では地震発生直後に確かに踏切の遮断機がおきたままになって、それが避難する人の行く手を阻んだという現実がございまして、避難者が自らの判断で棒を持ち上げて、御紹介のように亡くなったケースもあれば、逆に助かったケースもあるというのが実態でございました。

しかしながら、災害発生時は列車のほうも乗客の安全確保が必要ですから、列車が高い場所や内陸部へ避難するために移動することも当然あるわけで、遮断機がおきた状態でそれを、線路を超えるというのは、うまく避難できる場合もあるのかもしれませんが、列車の通過を考えたときには、これは大変危険な判断としか言いようがないと。その意味において、常に上がりっ放しという状態は、これは大変危険な状態になるだろうということになります。

こうしたことに鑑みて、災害発生直後の踏切の運用をどのようにするかということは、国が今現在設置した大規模地震に備えた踏切対策協議会というのがございまして、そこでも検討は進められているんですけども、国土交通省や鉄道事業者にも特に方針があるわけでもなく、いまだ統一的な見解はございません。

要するに、どの踏切にも通用するような一般対策というのは見当たらないのが現実です。それだけに、踏切と避難路の問題も車の問題同様、ぜひ地域で話し合いをお願いしたいというわけです。もちろん県のほうも、そうした国の情報収集は当然やりますし、対策は検討します。でも、やっぱり地域です。

それに関しましては、県では本年度から、Myまっぷランを活用した地域の津波避難計画の取組を展開しております。そうした場合に、先ほど御紹介がありましたけれども、タウンウォッチングとかワークショップ、当然、行っていただきますので、その中で、車による避難、あるいは踏切の問題、そうしたことも検討していただきたいし、そうした場合には、避難経路がどうしてもない場合は、例えば避難ビルとかいろんな方法を模索していただきたいというふうに思います。

こうした検討に当たりましては、私ども職員も。

○議長（山本 勝） 答弁は簡潔をお願いします。

○防災対策部長（稲垣 司） 一緒に入らせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（土井英尚） 県道への海拔表示についてお答えさせていただきます。

市町からの要望もあり、道路利用者、沿線住民にとっても津波被害を軽減するための対策として有意義であると考えておりまして、設置する場所や表示する内容、わかりやすさということについて市町と調整を図り、設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） ありがとうございます。時間が来ましたので、やはり、各地域ごとの取組、合意形成、そこに尽きるのだらうと思いますが、それができるような、できやすい働きかけを、県から市町へ、市町とともに、今後も引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

訓練でできないことは、災害時にはできません。これは鈴木知事がよく言われる言葉なんですけど、訓練もしていないことはもっとできません。いろんな想定をしながらの訓練、引き続きこれからもお取組、よろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。以上で終わらせていただきます。（拍手）

○議長（山本 勝） 6番 栗野仁博議員。

〔6番 栗野仁博議員登壇・拍手〕

○6番（栗野仁博） 皆様おはようございます。伊賀市選出、自民みらいの末っ子の栗野仁博でございます。

先ほど杉本議員も触れられておりましたが、第18栄福丸、お亡くなりになりました皆様の御冥福をお祈りいたしますとともに、行方不明になられている方、早く見つかるよう祈念を申し上げる次第であります。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきますと思っております。

いつも私、質問が終わった後、悩むことがありまして、よく時間が足りなくなるんです。何でもかなと原因を考えておりましたら、どうも前置きが長いということに気づきました。一つ賢くなりましたということで、早速質問させていただきますと思います。

せんだって、台風18号は我が三重県にも多くの被害をもたらしました。特に、私の地元伊賀市では甚大な被害が多数発生いたしました。

国のほうでも激甚災害指定に向けいろいろ動いていただいておりますけれども、まずもって、被災されました皆様方にお見舞いを申し上げる次第であります。

幸いにも、国土交通省より大臣政務官が早急に現場の調査、その後も知事並びに議会の常任委員会の皆様と、矢継ぎ早に現場の調査にお越しいただきました。この場をおかりいたしまして、まず、お越しいただきました皆様方に厚く御礼を申し上げる次第でございます。これから復旧にかかっていくわけでございますけれども、大きな力を頂戴したなというふうに思っております。

では、今回の台風被害なんですけれども、こちらのフリップをごらんいただきたいと思っております。（パネルを示す）ちょっと字が小さいので、かいつまんで説明させていただきますと思います。

一部御紹介いたします。住宅被害は、一部損壊が3棟、床上・床下浸水合わせて76棟79世帯、さらには、道路被害が、通行どめが60件、路肩・のり面崩壊が86件、土砂災害の地すべり、崖崩れが30件、河川被害の護岸崩落が72件と、本当に大きな被害をもたらしました。これはまだ今まとめている途中でございますので、もう少し増えてくる可能性があるなというふうに思っております。その中で、人的被害がなかったというのが本当にもう不幸中の幸い、奇跡的で喜ばしいことであろうと思っております。

被害が特に大きかったのは、今回取り上げさせていただきます国道163号、国道422号の道路陥没、さらに、後ほど取り上げますけれども、伊賀市三田地区における浸水被害でありました。

まずは国道163号ですが、こちらの写真をごらんいただきたいと思います。(パネルを示す)伊賀市中村地先における道路陥没でございます。見ていただいたとおり、2車線のうち1車線が完全に流出いたしております。この道路は、津市から旧大山田村を通り旧上野市に抜ける、伊賀市における幹線道路、いわば動脈でございます。今現在完全通行どめになっており、中村地区の集落内の道路を迂回路として通行いたしております。この道路は実は非常に狭隘でございまして、大型車がぎりぎり通れる程度の道幅しかございません、今日はちょっと写真はないんですけれども、実は、この国道163号の川を越えた西側に市道広瀬出後線というのが走っております。本来であればこの片側2車線の道路を迂回路にしっかり指定したいんですけれども、実はこの道も1車線が流出いたしまして、今現在は片側1車線の交互通行になっておりますけれども、迂回路にはちょっと今のところしづらいという状況になっておるのが現実でございます。

そこで、お伺いしたいのですけれども、まずは復旧のめどでございます。さらに、先ほど申しましたように、中村地区内の生活道路が迂回路というふうになっておりますので、非常に危険な状況でございます。迂回路対策もあわせてお伺いしたいというふうに思っております。

さらに、もう一つが、伊賀市下神戸地先の国道422号です。こちら、旧

上野市から旧青山町にかけて走る、いわば南北の動脈でございます。こちらの写真をごらんいただきたいのですが、（パネルを示す）これは本当に発災直後でございます。まだ水がつかった写真でございますけれども、見ていただいたとおり、道路は完全に寸断いたしております。向こうにちょっとガードレールが落ちたところが見えますけれども、約150メートルから200メートルにわたって崩落しておるとというのが現実でございます。

実際、上下水道等も寸断されまして、現在は復旧しておりますけれども、この箇所は実は台風のたびに通行どめになるというような箇所でございます。これより少し南側、この写真から見ると上側になるんですけれども、上林地区もしくは古郡地区というところがございます。ここは台風が来るたびに避難勧告が出るというような地区でございます。

知事も御存じかと思っておりますけれども、この地区、実は神戸地区中小河川木津川改修工事促進期成同盟会というのが組織されておまして、水害の危険に脅かされている実情を毎年陳情いただいております。その内容は、洪水被害の軽減、さらには河川改修、そして竹林伐採、河川しゅんせつ、そして川上ダム着工などの事業推進でございます。そういった活動をされておるやさきの道路の流出でございました。

川上ダムを含めた木津川流域の治水に関しては後ほど言及させていただきますし、前回、森野議員も関連質問でされておまして、知事もしっかり対応するというところでございましたけれども、まずはこの国道422号の復旧のめどです。先ほどの国道163号、422号、あわせて御答弁願いたいと思います。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（土井英尚） 被害に遭いました国道163号と422号の復旧ということで御答弁させていただきます。

9月15日から16日にかけて紀伊半島に接近した台風18号により、県内において400件を超える被害が発生しておりまして、特に伊賀建設事務所管内においては、国道163号、先ほど言いました国道422号の幹線が決壊するなど、多くの箇所で被害が発生しました。

被害の発生している建設事務所では、応急工事を進めるとともに、国の災害復旧事業の採択を得て早期に復旧するために全力を挙げているところでございます。

御質問の国道163号の中村地区では、隣接する服部川の増水により路肩が決壊したことを地元の方々からの通報により確認しまして、9月16日午前3時より通行どめとし、現在、市道を迂回路として利用しているところでございます。御迷惑をかけて申しわけありません。

迂回路対策につきましては、議員御指摘の、少し遠回りにはなりますが、服部川反対側の市道について、今、市道についても大きく決壊したところなんです。市と協議しまして早急に、片側交互とかそういうふうなものも含めまして、対応を協議したいと考えております。

復旧につきましては、この道路には人家が隣接しており仮設道路を設置するための用地確保ができないということで、直接路側ブロック積みにより復旧工事に着手し早期の道路供用、年内を考えておりますが、そういうようなことを含めて河川護岸の復旧を目指していきたいと考えております。

次に、国道422号の下神戸地区では、道路冠水のおそれがあるということから15日の午後10時30分から通行どめとしておりましたが、隣接する木津川の水位が道路を超え、この道路が流失したことを確認したため引き続き通行どめとし、現在、市道を、これも市道ですが、迂回路として利用させていただいております。

復旧につきましては、道路背後の私有地を利用させていただき、仮堤防を兼ねた仮設道路を設置することで、被災した道路を直接復旧することに比べ早期に通行できるということ、河川堤防の機能も確保できるということから、現在、地元調整並びに大型土のうによる応急工事を行っているところでございます。なお、応急工事に引き続き、被災した道路の復旧工事を進める予定としていただいております。

今後引き続き切れ目のない工事発注を行い、各段階において地元の皆様に進捗状況を説明しながら、一刻も早い復旧に向け全力を挙げて取り組んで

まいります。

以上です。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） 御答弁ありがとうございます。

西場議員の言葉をおかりして言うならば、部長は本当に実直で真面目でしっかり取り組んでいただけたと思いますし、先ほども国道163号は年内にという話も出ましたが、国道422号の場合、本当に大きな工事になるということでございます。さらには、この地区、先ほど申しましたようにいつも浸水被害に脅かされているところでございますので、もちろん原状復帰は大事なんですけれども、今後そういう被害が起こらないような長期的展望に立ってしっかりと補修、復旧をしていただきたいというふうに思っております。

先ほど、大臣政務官がお越しいただいたということをお話しさせていただきましたけれども、実はそのときに国土交通省の職員も同行されておりました。そのときに、大臣政務官から直接、河川のしゅんせつ等々、かなり現場で指示が飛んでおりました。実は、本当にこの地区というのはしゅんせつに関してたくさん要望の出ているところでございます。県土整備部もぜひ国と一丸となって、一日も早い復旧をまず実現していただきたい。さらには、先ほど申しましたように長期的展望に立って、後ほど触れさせていただきましたけれども、この木津川流域の治水計画というものをしっかり推進していただきたいというふうに思っております。

財源の問題もあり、いきなり全部どーんというのはなかなか難しい、やむなしの部分もあるかと思いますが、計画的な治水をよろしくお願いいたします。

次に、伊賀市の三田地区における浸水被害につきましてお話しさせていただきます。

こちらも実は、言葉は悪いんですけれども浸水のメッカになりつつあるところでございます。こちらをごらんいただきたいと思います。（パネルを示

す) これ、実は住民の方から写真をいただいたんですけども、冒頭に被害の概要を数字で紹介させていただきましたが、床上・床下浸水のほとんどが実はこの地区であります。この向こう、消防車がとまっておりますけれども、向こうに橋がかかっているんですが、あの下に木津川が流れているところでございます。

もう一つごらんいただきたいのがありますけれども、(パネルを示す) こちらは実は読売新聞の一面なんですけど、これ、去年の新聞であります。昨年10月1日発行の読売新聞の全国版の一面であります。これは、昨年9月30日に大きな被害をもたらしました台風17号の被害を伝える記事でございます。記事の内容もさることながら、ごらんいただきたいのはこの写真であります。この写真、実は、先ほど申しました三田地区、この地区の写真であります。消防隊員にボートで救出されている写真ですけども、これがまさにこの地区の実態であります。実はこのアパート、私の知り合いが住んでおまして、去年は車が水没したと、今年は2年連続で冷蔵庫を買い替えたというようなことがあります。さんざんという話をされております。実はこの地区は4年で3回目の浸水被害という非常に困った状況となっております。

では、何でこんな状況になるのかということ、少しメカニズムを解説させていただきますと思います。こちらの図をごらんいただきたいと思っております。

(パネルを示す) これは国が出しておる図なんですけれども、実はこの地域は、先ほどの国道422号下神戸と同じく木津川の流域になります。このあたりは伊賀中の川が一手に集まり、その先に、岩倉峡、これ、ちょっと図が小さいのでわかりにくいですけども、ここは岩倉峡という、抜けていく河道がございます。ここを一手に伊賀中の川が集まって、京都、大阪に流れていくということでございます。最後は淀川となって大阪湾に注ぎ込むわけですけども、その先ほど申しました岩倉峡が狭いのために、大水になると川の水があふれてしまう、いわゆる流れていかないと。それによりまして、伊賀は昔から、古くからこの洪水被害と戦っていたというのが現実でございました。

本来であれば今申しました岩倉峽を開削して拡幅するのが伊賀にとってはベストであります。そうすると、その先の淀川流域が逆に洪水となってしまうということで、40年前ですけれども、そこで考え出された治水対策が、遊水地計画と河川しゅんせつ、そして川上ダムとの3点セットでありました。

この図が実は、先ほど申しましたようにその遊水地計画の全貌でございます。今回の台風で、ここにある遊水池、実はほとんど湛水しました。ちょっと濃い黄色で書かれておるところですけれども、ここはもうほとんど湛水したということになります。

それなのに、遊水地以外の三田地区は何で浸水したのか。こちらの図をごらんいただきたいのですが、(パネルを示す)実はこれ、遊水地の三田地区の細かい図なんですけれども、この部分、この上の部分、ここは遊水地です。しかしながら、この下の部分というのは、ここが先ほどの写真のつかったところなんですけれども、ここは普通の住居でございます。見ていただいたとおり、この間、堤防が切れているんです。ここから川の水が流入し、大きな洪水被害をもたらします。

今回、河川水位の伊賀上野橋のテレメーターで最大6.67メートルを測定しております。ということは、実はテレメーターはここにあるんですけれども、ここが切れておるといことはそのままの水位がこの地域に流入したということになります。当たり前ですが、浸水被害が起こるのは至極当然の結果であります。

なぜ堤防が切れているかといいますと、実は、今申しました、住まわれている地区というのが、昔はこちらが遊水地やったんですね。今は逆に、(パネルを示す)ここが遊水地なんですけれども、昔はこっち側が遊水地やったんです。今、こっちが遊水地になっておりますが、ここが結局残ったままになっているというのが現実であります。いわゆる霞堤ですけれども、つまり、今のところを閉じなければまた同じような浸水被害が出てしまう。

事実、先ほど申しましたように、この4年で3回目の浸水被害でありますので、そこで提案かねがね伺いたいのですが、国は堤防の引き堤と築堤

を検討しているということでございます。もう一度、図をごらんください。

(パネルを示す) 今申しましたように、ここの堤防をもうちょっとこっち側にやると、さらに新しい堤防をつくるというふうにも言っておりますが、正直申し上げましていつできるのかという現実がでございます。

それよりは、先ほど申したようにあいているところを、この霞堤のところですけれども、フラップゲートとかマイターゲートを設置して、さらには、浅子川という川がござimasuので、その内水対策としてポンプ式の排水機場を設置する、それはいかがかなどというふうに思っております。そちらのほうが引き堤や築堤をするよりは時間的にも財政的にもよいように思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長(土井英尚)** 木津川流域の治水対策は、国、県、市が連携しまして、議員御指摘のように、上流側の川上ダム、そして下流側の上野遊水地、それと本川の河川改修、この3点セットによって行っているところでございます。そのうち下流側の上野遊水地につきましては国において、新居、小田、木興、長田の4カ所で事業が進められており、来年度に完成する見込みでございます。

今般の台風18号により、新居遊水地に隣接する三田地区が浸水被害に見舞われました。伊賀市の集計によると、議員御指摘のように、床上浸水45棟、床下8棟の被害を受けられたと報告されております。

被害に遭った三田地区付近は、国が管理する服部川と柘植川の合流点にあり、従来から、堤防の一部をあけて洪水を堤内地で一時的に滞留させ、下流の被害を軽減する機能を持つ霞堤の構造になっている箇所があり、今回、その箇所では本川から水が逆流したということでございます。国はこの地区において、川幅をまず広げて新たに堤防をつくる予定であり、その際、霞堤を締め切るという計画をしており、平成24年度、昨年度から調査、設計に着手し、今年度から用地調査を実施する予定というふうに聞いておりました。

県としましても、地域の皆様の安心・安全を1日でも早く確保するという

ことで、国、県、市による情報交換、被害とか対策とか地元の状況なんかの情報交換をするという場を設けていただくというふうに聞いており、それらの中で早期に解決策を見出して対応がなされるように国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

先ほど、今、国のほうでも進めていただいておりますというお話、部長からも頂戴いただきましたが、要は、先ほども申しましたように4年で3回つかっておりますと、もっと言いかえますと、台風が当たるたびに洪水被害が出ているという地域でございます。

先ほどの国道422号の下神戸もそうです。この三田地区もそうです。これをトータル的にどうやっていけばいいのか、さらに、一刻も早く皆さんが枕を高くして寝れるようにはどうすればいいのかというのを考えていくと、さすがに先ほどの引き堤、築堤というのは時間がかかってしまいます。実は今、（パネルを示す）築堤すると、この部分、約750メートルぐらいあります。先ほど陥没の説明をさせていただきました国道422号、あれも200メートルぐらいあるんですけれども、それすら二、三年かかるという話です。じゃ、これを引き堤してやっていく、用地買収してやっていくとなれば一体何年かかるのかと。

これから、もちろん台風が来ないというお墨つきが与えられるのであれば三田地区の皆さんもいいんですけれども、それもなかなかできない。そうなってくると、やはり一刻も早くこの霞堤の入り口を閉じて、三田地区の皆様が安心・安全に寝ていただけるような環境づくりをしていかなきゃならない。そのあたりの、できる限り時間を優先して対応していただければというふうに感じる次第であります。

実はこの地区に住まわれる女性の方からメールを頂戴いたしました。その中には、お風呂の水位が上がるだけでもこの水害を思い出して怖くなるというふうに書かれておりました。正直、気持ちはよくわかります。さらに、先

ほど言及いたしました神戸地区も、何度も申しましたようにこの木津川流域に当たるわけでございます。もちろん、部長が言われたように国の管轄かもしれないかもしれませんが、伊賀地域の川上ダムも含めた一帯の計画的な治水を一日も早く実現していただきたいというふうをお願いを申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

続きましてですけれども、消防の広域化についてでございます。

実は私自身も消防団員でございますので、非常に今、興味を持って関心を持っておるところでございます。

実はこちらの写真をごらんいただきたいんですけども、（パネルを示す）これは半分ネタみたいなものですが、先ほどの台風被害のときに私も出動しておりました。これ、私です。これ、ちょっとまだちょうど膝ぐらいのところまでしか入っていないんですけども、この後、土のうを積みに行ったり、この中をじゃばじゃばと歩きながら行きました。大体腰ぐらいまで来ておりました。ここは、実は先ほどの三田地区ではありません。三田地区ではないんです。これのもうちょっと南側に小田という地区があります。小田町から上野福居町にかけてというところなんですけれども、実は昭和34年の伊勢湾台風のときに、ここは物すごいかったと、4メートルつかったというようなところでございました。この地区も久しくつかるとはなかったんですけども、このように水害、浸水被害に遭われたということでございます。

これはネタでございますので余り突っ込まないでいただきたいと思いますが、平成20年の3月に三重県消防広域化推進計画が策定されまして、以来、本年4月1日の広域化実現に向け取り組んできておりましたが、しかしながら、結果として本年4月の広域化実現はなりませんでした。これは三重県だけのことでなくて、全国的に多くの自治体で実現に至っておらず、総務省消防庁からは5年間の延長が通達をされました。

私は、実はこの壇上で2年前にも本当に実現できるのかというような質問をさせていただきました。知事からも答弁いただき、広域化のメリットは大

大きく、県民へのサービスの一層の向上の観点から積極的に市町の取組を支援していくというふうな答弁をいただいております。

いま一度、消防広域化のメリットを御説明させていただきますと、こちらをごらんいただきたいと思います。(パネルを示す) こちらもちょっと小さい図でごめんなさい。かいつまんで説明させていただきます。

大きくは三つ。まず、一つ目は、火災発生時に最初から必要な規模の出動ができます。統合前であれば、大きな火災であれば応援を呼ぶ形になりますので、どうしても大きな火災ですと遅れが生じる可能性がございます。二つ目は、組織を統合すればおのずと人員に余裕が出ます。つまり、二つの消防本部を一つにすれば指令者も1人で済むわけですから、余った1人を現場で活動させることができると。三つ目は、単独では整備できない設備などが、統合することによって財政規模が大きくなりますので、高いレベルの装備などが実現できるということにございます。

知事が2年前におっしゃっていたときも、住民サービスの目線に立てば悪いことというのは何もないんじゃないのかなというふうに考えております。しかしながら、先ほど来進まないと話させていただきましたけれども、どうもお役所都合でできていないような気がして仕方がないというふうに私自身思っております。

もう一つ、三重県の計画というものをいま一度おさらいさせていただきたいと思いますが、こちらをごらんいただきたいと思います。(パネルを示す) 今現在、15本部ございます。それをブロック分けして、この図のようにまず8本部制にするというのが抜本的なところでございます。その後、8になったものを4本部に統合、最終的には県で一つの本部制にしていくという流れであります。

そこで、伺いますけれども、なぜ統合が進んでいかないのか、いかなかったのか、さらには本当にできるのか、できるとするのであれば、延長戦のこの5年間、どのように動いていくのかというのを答弁願いたいと思います。

[稲垣 司防災対策部長登壇]

○防災対策部長（稲垣 司） 栗野議員から消防広域化について、何で進まなかったのか、本当にできるのか、今後どうするのだと、そういう質問をいただきましたので、答弁させていただきます。

議員からも御紹介にありましたとおり、平成18年6月の消防組織法の一部改正を受けまして、本県では平成20年3月に消防広域化推進計画を策定し、平成24年度末までに、今の8、4、1で、とりあえず8ブロックを目標にと進めてまいりましたが、伊賀ブロックにおいては広域消防運営計画策定委員会、そして、四日市・菰野ブロックにおきましては消防広域化研究会が設置されましたけれども、結局広域化の実現にまでは至っておりません。他のブロックにおいては具体的な協議すら十分には行われておらないという状況でございます。

このように広域化が進まなかった理由ですけれども、市町や消防本部のほうにアンケート調査を実施してみましたところ、いろいろありましたけれども主なものを挙げますと、一つは、そもそも論ですけれども、地理的な事情から広域化のメリットが見出せないという意見が多かった。また、同じようなそもそも論になりますけれども、二つ目としては、現状の規模で十分であって広域化する必要を感じないとか、そういう意見も結構ありました。大規模消防本部のほうからは、小規模の消防本部のほうへ自らの消防力のほうが流出してしまうと、そうした懸念があるとか、そういう意見も多うございました。あと、広域化しますと、市町の防災担当部局や、あるいは消防団との連携が希薄になるのではないかという懸念もあると、そうした意見もございました。

広域化に関する具体的な協議さえ行われていないブロックは言うまでもありませんけれども、協議が進められて結局は実現に至っていない、先ほど紹介しましたブロックについても、突き詰めてみればこうしたことが広域化が進まなかった理由になっているというように思われます。

国自身、広域化の実現には様々な課題があるということは認めながらも、少ないながらも広域化を達成した消防本部におきましては、それらの課題を

乗り越えて住民サービスの向上等を実現している実績があるということ、また、平成24年度末と、一応決めましたけれども、その後も小規模消防本部なんかは多数存在しておりますので、それらについてはやはり、特に消防体制強化が必要であるということから、広域化の取組を引き続き推進すると、それが必要であるという見解を示しておるわけです。

しかしながら、その進め方は、本年4月に消防庁の新しい基本指針がออกมาして、地域の事情を十分考慮するということが必要であるというふうに示されたわけです。

一方、本県の消防ですけれども、本県の消防は、災害時の初動対応力の一層の強化、増大する救急需要への対応、また、車両更新といった多額の設備投資、それらへの対応等々が大きな課題となっておりますので、県としましては、やっぱりこれらの課題に対応するには消防力の強化を図ると、それには、やはり消防の広域化は避けて通れない選択肢だろうというふうに思っておって、今後も引き続き取組を進めていきたいと考えております。

しかし、国同様、進め方に関しましては、これまでの5年間の反省の上に乗って、消防庁の新たな基本指針も踏まえながら再検討の必要があるというふうに考えております。

そこで、学識経験者の方や消防防災関係者の皆さんを委員とする三重県消防広域化推進懇話会というのを本年度設置しまして、その意見をお聞きしながら県の消防広域化推進計画の見直し作業を進めることにしております。本年度見直したいと考えております。

ちょっと立ち上げが遅くなってしまったんですけれども、9月3日に第1回懇話会を開きまして、委員の皆さんからいろんな意見をいただいております。それを幾つか御紹介しますと、先ほども現場の意見を御紹介しましたが、そうした広域化についての意見ですけれども、イメージだけでメリット、デメリットを言っていないか、もう少し突っ込んだ具体的な議論が必要なんじゃないかと、そんな意見がございましたし、広域化は県内一律一様に進めるべきではない、小規模な緊急度の高い地域から進めたらどうだ

という意見もございました。あるいは、現に県なんかでも通信指令の共同化というのは進めようとする機運がございますけれども、そうしたことから入って行って、それを広域化につなげたらどうだという意見もございました。

私どもとしましては、こうした意見を参考にしながら、今後5年間、まさに地域の事情を十分考慮した上で、まずは推進計画を見直して、そして、できるところから消防の広域化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

本当にやっていくということで熱くお語りいただいたというふうに思っております。ただ先ほど部長が言われておりましたように地域事情というのもございますし、一番はやっぱりメリットというのが余りしっかりとした形で落ち込んでいないんじゃないのかなというふうに思えるところが事実あるかなと思っております。

先ほどアンケートの結果を聞かせていただきましたけれども、現状で十分という言葉があるというのはまさにそのとおりかなと。しかしながら、これから人口が減っていく、さらには高齢化が進んでいくという中で消防力を強くしていくためには、やはり組織を大きくして、それによっていろいろなところに対して応援できる、対応ができるというふうにやっていくのは、これはもう明らかであると思っております。

ですので、進め方をこれから考えていくということで延長戦、5年間いただきましたけれども、例えば、今年計画を策定して、来年それを市町に落とし込んで、再来年その方法論をしっかり考える、そうすると、何ぼ早くても、今からつくっていても四、五年かかる話じゃないのかなと私自身思っております。ですので、いつやるんだと思ったら、今でしょう、この今しかないとしますので、ぜひ今年中にしっかりとした方法論を考えていただきたいと私自身思っております。

そこで、少し、私、提案をさせていただきたいと思っております。

方法論をいま一度考えていくという話を部長はおっしゃられましたけれども、実はお隣の奈良県が本年度中に広域化を実現いたします。いわゆる成功事例であります。

こちらをごらんいただきたいのですが、（パネルを示す）これ、奈良県の地図でございます。見ていただいたとおり、さっきの三重県の地図は色がカラフルでばらばらと分かれていましたけれども、奈良県、緑の色で1個になっております。いわゆる県一消防に変えていくという形でございます。しかしながら、実はこの図、奈良県の奈良市と生駒市、上のほうなんですけれども、この部分は実は離脱いたしました。奈良市と生駒市は離脱いたしました、そのほかの37市町村で奈良県広域消防組合を設立することになりました。

先ほど奈良市と生駒市が離脱したということでございましたけれども、これは、奈良市と生駒市にとって消防力をそがれるというところから判断したということを知っております。しかしながら、残りの37市町村は奈良県広域消防組合を設立して広域化をします。

では、なぜ成功したのかといいますと、実は奈良県も本当に最初は全くうまくいかなかったというふうに知っております。平成23年4月12日に開催されました奈良県消防広域化協議会の第5回総会でかなりいろんな意見が出たというふうに聞いております。そこではもうやらないというふうに決まりかけておったんですけれども、大勢、ほとんどの方が同じ意見を述べられた。

もしやるんだったらというのがお題で、まず、一つ目は、間接部門の合理化によって、現場の消防力の向上だけでなく消防全体の負担軽減が図れるのであればやるべきだろう。さらには、これが大事だったんですけれども、県がしっかりリーダーシップを握ってびしっとした方向性をつけてくれる、そのレールを敷いていただいて、それに、よっしゃ、みんな走れ、リーダーシップを発揮するというのを期待するというような意見が多くを占めたというふうに知っております。

その後、奈良県では担当の消防救急課を知事部局に編入いたしまして、知事の強いリーダーシップのもと議論を進めていったということでございます。

そのかいあって、結局、奈良市と生駒市は抜けましたけれども、今日の広域化実現に至ったということでございます。

そこで、そのほかにも成功事例はあるんですけども、いろいろ成功事例をるる勘案して、三重県における消防広域化実現に向けて提案をさせていただきたいと思っております。

先ほど御説明させていただきましたように、今ある15本部からまず8に移すと。8ブロックできた段階で、これをまた4にする。この4をまた一つにする。最後は一つになるよというのが今の県の根本の計画でございます。しかしながら、15が8にもならない、それをまた4にする1にする、結局一緒にするのは手間は一緒やというふうに思っておりますし、各ブロックごとに一部事務組合をつくってとりあえず広域化達成という手段はありますけれども、冒頭申しました、知事もよく言われますように住民目線のサービス向上というのには直接はつながっていかないと思うんですね。さらに、スケールメリットという話も先ほどさせていただきましたけれども、各基礎自治体の財政負担を減らすという意味でも、まず、いきなり1にするということのほうがメリットがあるんじゃないのかなと。8とか4とか1じゃなくて、いきなりもう1に持っていく、そのためのリーダーシップをぜひ県にとっていただきたいなというふうに思っております。

そこで、提案するだけじゃなくて、私が考え出しました消防広域化のフローを提案させていただきたいと思えます。

こちらをごらんいただきたいんですが、（パネルを示す）やはりいきなり一つに行くというためには段階的統合というのが大事になってまいります。そもそも消防というのは市町消防、市町が持つ消防でございますので、いきなりそれを県に一気にどんということとはなかなかできません。ですので、まず、部門ごとに統合していくと。これは、一番上、1番のところに書かれておりますけれども、段階的統合ということで、まずは、総務の部分、事務的部門だけ統合いたします。ここで一旦事務処理を統合していく。さらには、次は通信部門の統合、最終的には現場部門の統合をしていくという、この段

階的流れをくんでいく必要があるであろうというふうに思っております。

この際、次に問題になるのが、2番ですけれども給与体系でございます。これは、今申しましたように各市町消防ですので、各自治体によって差があります。ですので、まずは現給保障をいたしまして、全体統合、上に申しました現場部門の統合が終わった段階で国の行政職俸給表に移行すると。その際に大事なことが、階級制により定数をしっかりと管理しておく、それにより職務の適正化を図っていく。

次に、3番、自治体の経費負担ですけれども、全体統合までは、人件費だったり署の運営経費だったり現状どおりの負担、いわゆる自賄い方式といたします。本部経費は基準財政需要額によって案分していきます。統合後も基本的にこのロジックは変わりません。新任署員に関しましては、本部経費同様に基準財政需要額による案分というふうにいたします。

最後、4番、資産の部分ですけれども、基本的に今のものを持ち寄る方式、いわゆる土地であったり建物であったり車両装備等は無償貸与で持ち寄り方式といたします。債務残高は現行負担市町がそのまま引き継ぎをする。新規施設整備も同様という形にいたしたいと思っております。

こういうロジック、こういうフローを踏んでいけば、もちろんきちんと丁寧に説明をして、あと、ここに記載していないですけれども大事なことがいわゆるあめですよね、これをやることによってこういういいことがあるんだよということも県としてやっぱり示していかなければならない。例えば指令所を更新するときに機器の購入代金を半分県が負担しますよとか、そういったあめ、補助メニューを用意していくことも大事ではないかというふうに思っております。

このような方法で広域化を進めることに関しまして部長、いかがでしょうか。御答弁願います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 栗野議員の提案を受けまして答弁をさせていただきたいと思っております。

基本的には県域を一つの組み合わせを一気にという話ですけれども、まず、現行の推進計画におきましては、長期的展望に立った体制の構築や消防力の向上、また、大規模災害への対応体制、こうしたことを考慮しますと、やはり消防力及び財政基盤があらゆる面で最もスケールメリットが働く、議員の提案にありました県域を一つの組み合わせとした消防本部、これがやっぱり効果的だということで、それを目標にしているというのは前提にあるんですけども、しかしながら、そこへ行くまでには県内全ての市町の合意を得ることに多くの時間を要するだろうという発想から、8、4、1ということで段階的に広域化を進めるということで、1というのは将来目標として位置づけておるわけです。

しかし、地域の実情と、私、申しましたけれども、地域の実情を踏まえずに県が半ば形式的といいますか、機械的といいますか、8、4、そして4から1と、そうやって広域化を推し進めようとしたこと自体にも、過去5年間のうちに広域化がなかなか進まなかった原因が潜んでいるのかなというふうにも思われてなりません。

したがって、まして県が一気に県域を一つの組み合わせとした広域化を推し進めるというのは、あくまで消防は議員もおっしゃるように市町の消防でありますので、むしろ、ある意味市町との間に無用のハレーションを生むのではないかなというような危惧もあるわけです。結局はできない、できない、無理や、無理やで終わってしまわないかなというふうに思ったりもします。

先ほど奈良県の紹介がございましたけれども、全国でも13県が県一を目指したわけですが、結局残ってきたのは群馬県とか大分県とか宮崎県ですね。そこももう、何か頓挫している感じになっていて、最後にやっぱり奈良県なんですけれども、それも議員の紹介がありましたように、結局生駒市とか奈良市も抜けちゃったというのが現実でございますものですから、県としましては、今後は、今の推進計画の枠組み、これを前提とするのはちょっとやめておいて、推進計画を新しく作り直すことにして、より柔軟に対応

していきたいと考えます。

議員の意見も参考にさせていただきながら、柔軟というのは地域地域の事情も見ながらという意味なんですけれども、急がば回れというか、遠回りの道が近いと考えておりますので、最後には県一を目指したいんですけれども、やっぱりできるところからやっていきたいという意味で、市町や消防本部の実情を十分聞きながら、形式だけに終わらない消防の広域化というのを推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

非常に苦しい答弁をいただいたなと思っております。いつも歯切れのいい勢いある部長が何かちょっと口ごもっておるなというような気がいたしました。

非常に難しいのはわかっておりますし、先ほどの部長の答弁もちょっと矛盾があるなと思ったのが、県としてはやっていくというわけですから、それはもうがつんといかなあかん。しかしながら、ハレーションを呼ぶかもしれないという後ろ向きな面もあると。ここはやはり、先ほど申しましたように、奈良県の例が一番いいのかどうかというのは別な話ですけれども、県がしっかりと、誰かがリーダーシップをとってやっていかなあかんわけですから、こういう方向になったら絶対いいんだよというメリットをしっかりと見出してやること、これがまず第一歩かなというように思っております。

それを先ほど申しましたように、今年中ぐらいにやってしまわないと多分この5年間の延長も結局できませんでしたという形になってしまう可能性が僕は高いというふうに思っておりますので、ぜひ部長にはしっかりと汗をかいていただいて、先ほどのように困った答弁にならない、饒舌に答弁できるように頑張っていたいただきたいなとお願いしたいと思っております。

時間がなくなってまいりました。いつもどおりのことなんですけれども、最後の俳句まで行き着かなくなってまいりました。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。災害に強い国土づくりについてでございます。

先ほど質問させていただきました台風18号の被害のこととは少し矛盾してしまうんですけれども、元来、伊賀の地というのは災害に強いと言われておる土地でございます。洪水被害も川上ダム等の3点セットで何とか食いとめることができるのかなというふうに思っておりますので、その治水計画の推進というものをしっかりと勘案すれば、非常に災害に強い土地柄であろうというふうに思っております。

そこで、いま一度、三重・畿央地域への首都機能移転を発信する必要があるんじゃないのかなというふうに考えております。

そもそもこの計画を少し説明させていただきますと、もうこの三重県議会でも大分議論をされましたけれども、平成2年ごろから国会等移転計画が衆参両院の議員発議で検討されてまいりました。紆余曲折がございましたけれども、最終的には国会等の移転に関する政党間両院協議会で座長とりまとめとして、平成16年12月22日に衆参両院の議会運営委員会委員長に報告されました。

内容につきましては、国会等の移転は、国と地方の新たな関係、防災、危機管理などのあり方、密接に関連する諸問題に一定の解決の道筋が見えた後、大局的な観点から検討し、意思決定を行うべきものであるという意見が多くを占めたという報告、さらに、当協議会としては今後、先ほどの意思決定に向けた議論に資するため、分散移転や防災、とりわけ危機管理機能、いわゆるバックアップ機能の中核の、優先移転などの考え方を深めるための調査検討を行うこととするという報告が行われております。

しかしながら、この報告がなされた後、国のほうでは正直議論が全くストップした状態となっております。先ほど申しましたように、この三重県議会でもさんざん議論がなされました三重・畿央地域への誘致、県も市も頑張っておって実行しておったんですけれども、国での議論がストップしているというために、市でも県でもほったらかしの状態になってしまったなという感が

あります。

そこで、まず、今現在、三重県における取組と申しますか、状況というのをお聞かせいただきたいというふうに思っております。答弁をお願いいたします。

〔山口和夫戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（山口和夫） 首都機能移転に係る県の取組状況につきまして御答弁申し上げます。

首都機能移転につきましては、平成11年12月の国会等移転審議会におきまして、三重・畿央地域が移転候補先となる可能性があるかと答申をされました。

これを受けまして、本県では京都府、滋賀県、奈良県等とともに、平成12年10月に三重畿央新都推進協議会を設立いたしまして誘致活動等を行ってまいりました。しかしながら、先ほども御紹介がございましたが、国会としての意思を明らかにするための国会等の移転に関する政党間両院協議会、これにつきましては平成17年以降開催されていない状況が続いております。

また、平成23年7月には国土交通省の組織改編がございまして、国土計画局首都機能移転企画課が廃止されまして、首都機能移転に関する業務につきましては国土政策局総合計画課が所管することとなっております。

このような状況を踏まえまして、本県といたしましては、他の移転候補地であります栃木・福島地域、岐阜・愛知地域と連携をいたしまして、継続して国の動向について情報収集を行っているところでございます。

以上でございます。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

実はなぜひ今のタイミングでこの話を持ち出すかといいますと、3・11の東日本大震災以降、防災、減災に対する考え方というものが至るところに出てきたというふうに思っております。

行政におきましても、リダンダンシー機能の確保、そして拡充ということに注力されておきまして、交通インフラ等の整備が進んでおります。しかし

ながら、国における、例えば行政機能とか権能のリダンダンシーは、余り議論されていないなど。災害に強い国づくりというのを考える上、進める上で、そういう意味では首都機能の移転というのは非常に重要事ではないのかというふうに私自身思っております。

もともと座長のとりまとめにもありますように、バックアップ機能は優先して考えていくと、考え方を調査していくという報告がなされているわけでございます。そういった中で、先ほど三重・畿央地域が部長のほうからも移転の候補地になる可能性があるという話で動いていただいたということでございます。あの当時3カ所が移転候補地となっておったんですけれども、多分、今現在、私自身は三重・畿央地域が一番優位性があるんじゃないのかなというふうに思っております。

持論も踏まえて少しだけ説明させていただきたいと思います。時間がないのでかいつまんで。

実はちょっと、(パネルを示す)これ、見にくい図なんですけれども、実際、これ、もう昔からある図でございまして、この地域に移転すればいいんじゃないかと、いろいろ交通の便もいいし、防災にも強いということで指定された地域でございます。

今の東京の機能を移転させるのであればまずもって、南海・東南海の地震が発生した際に被害の少ない地域に移す必要があるというふうに考えております。次に、利便を考えた際には、例えば九州に移ってしまうと、いざ利用者の移動距離に偏りが出てしまいますし、東京とふだんのリンクがなかなかできないという面もあります。ですので、国土の中心に位置すべきであろうというふうに私自身考えておりますし、国の都市の軸というのはやっぱり東京と大阪かなというふうに思っております。人であったり物、この流れというのはともに国土で最大流量であります。であれば、東京と大阪の間に立地すること、これが一番いいのではないのかなというふうに思っております。

三重・畿央地域は、東日本で甚大な被害が発生した際にも機能が保全される、その、東京から大阪の間のいわゆる最東端になる、いわゆる西日本の

極東に位置するのではないのかなというふうに思っております。まさに、災害に強い国土づくり、国土強靱化にはうってつけの場所であろうというふうに考えております。夢の話かもしれませんが、私は今、国のためにも三重県のためにもいい効果が大いにあるというふうに考えております。これは通称、アベノミクスならぬアワノミクスと考えております。

これがまず1本目の矢、首都機能移転が1本目の矢であります。今日は議論しません。紹介だけいたしますと、2本目の矢、これは実は、リニアの中央新幹線、これの東京－大阪間の全線同時開業を推進する。さらに、ちょっと京都が今、後出しじゃんけんしてきておりますけれども、しっかりと三重県を通す。これがアワノミクス2本目の矢です。

今日はアワノミクス1本目の矢についてですけれども、本来は国が主導で立案すべき問題ですけれども、しかしながら、地方から声を上げていく、国土強靱化のために強い国づくりをしていく、災害に強い国づくりをしていくために声を上げていくというのは非常に大事であろうと。さらに、三重・畿央地域が候補地に上がっている以上は手を挙げ続けるという努力も必要ではないかなというふうに考えておりますが、知事、アワノミクス、いかがでしょうか。御答弁願います。

○知事（鈴木英敬） 先日、中森議員にも答弁させていただきましたが、今、危機管理の観点で、首都機能のバックアップということは、中央防災会議、それから骨太の方針、それから全国知事会と出ていますので、国もまだ具体的な案はありませんけれども、それを情報収集し、連携して対応していくということです。

これは、もともとの首都機能移転のときは、国会機能とか司法機能とか行政機能とか、そういうのを移転することによって交流が生まれ、まさにミクスが生まれる話だったのかもしれないんですが、今、政府で行われている首都機能のバックアップというのは危機管理の議論なので、それであるとするならば、今、全国、全体での緊急の広域防災拠点をどこに置かかという議論もなされているし、あわせて、国のバックアップ機能の整備をする前に、私

としてはやっぱり県全体の防災機能の強化を図るべきというふうに考えていますので、大変申しわけないんですが優先順位は自分の中では低いというふうに思います。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

実は今、これから答えようと思っていたことを全部答えていただいたんですけども、そのとおりなんです。国では中央防災会議等々で、先日の中森議員の質問のときにも知事に答えていただきましたけれども、基本的にはそういうバックアップ機能というのもしっかり考えていると。

そもそも論として交流を増やすということで当初は計画されたと思うんですけども、今回のケース、3・11以降と、私、言いましたけれども、やはり防災という面から考えていかなければならない。もちろん地域の実情を勘案して、知事の仕事、一番の仕事というのは三重県民の安心・安全を守ることです。しかしながら、国、国土を守るのも地方の大事な、地方が寄って国ですから、地方からもやっていかなければならない。そういうふうに地方から手助けできることというのを国にしっかりと上げていっていただきたいなと私自身は思うところであります。

もちろん優先順位は低いと言われましたけれども、これはちょっとお願いになるんですけども、今、県にしても国にしても、もちろん市にしてもですけども、首都機能移転という言葉がついた部署というのが実はなくなってしまいました。先ほど申しましたように、候補地になった以上は手を挙げ続けるという努力も僕は必要じゃないかなと。それに注力していくのではなくて、こういう部署は県にちゃんとあるよという一つのコマース、それを国に対してどんどん発信していく、三重県から国をつくっていくんだという情報を発信していくというのが大事であろう。であれば、ぜひ首都機能移転という言葉がついた部署を再度、兼務で結構です、班で結構ですので設置していただけないかなというふうに思う次第であります。

実は、9月の伊賀市議会、市長の所信表明でその点にちょっと触れていた

できました。推進していくという話を伊賀市のほうではされておるようでございます。ちょっと時間がなくなってきましたので答弁は求めませんけれども、要望とさせていただきますと思います。

今申しましたように、本当に首都機能移転というのは夢のある話であります。国土を災害に強くしていく、県土をつくっていくということでは、先ほど知事が言われましたようにバックアップ機能の整備というのは非常に大事であります。

その中で、名神名阪連絡道路、こちらの図をごらんいただきたいのですが、(パネルを示す)以前、同じ伊賀市の岩田議員からも質問されておりました、この道路、名神高速道路から新名神高速道路を抜けて名阪国道にジョイントするといういわゆる高規格道路で、今、調査区間となっておるところでございます。30キロメートルになっております。その延長としてこの上下に、滋賀県側の名神高速道路から近江八幡、国道8号につながるという道路、さらには三重県側の名阪国道から国道165号につながるという道路も計画されております。

この道路の効果、効用といいますのは、見てのとおり、いざ災害が起こったときに、この大動脈が3本、ここ、つながっておるんですね。この上が名神高速道路、これが新名神高速道路、この下が名阪国道、この大動脈3本をつなげる、それを、いざ災害が起こったときにいずれかが通行どめになったときにもこの連絡道路により補完し合うということが出来ます。いわばバックアップ機能であります。

南海・東南海の地震が起こった際にも、もし仮に三重県側の沿岸部が大きな被害をこうむったといたします。すると、本年オープンいたしました伊賀の広域防災拠点より物資搬送の必要が出てくる可能性がございます。その際に、沿岸部、いわゆる海側が被災しているわけですから、東からの援助物資の流入というのはなかなか難しい、伊賀に届くというのはなかなか難しい。そうなったときに、西から資材が届くということが往々にして考えられます。その際に、先ほど申し上げました3本の道路のいずれかが仮に不通になった

という場合、この道路がほかの道路への橋渡しとなるわけでございます。

これにより、三重県全体の安心・安全が確保されると言っても過言ではないかなと。首都機能移転の話にしても、やっぱりバックアップ機能があることにより、より災害に強い機能を発揮することができる。実はこれがアワノミクス3本目の矢でございます。

アベノミクスとアワノミクスの違いは、アベノミクスはエコノミクスの造語でございますけれども、私のはアワノミクスです。この三つをしっかりとミックスできれば、災害に強い国土づくり、三重県づくり、さらにはこの地域を中心にこれからも発展していくことができるんじゃないのかと。この3点セットが非常に夢のある話ではないかというふうに思っております。

そこで、この道路の話に戻しますけれども、調査区間30キロメートルのうち、実は三重県は3キロメートル、わずか3キロメートルであります。本年は滋賀県においても、名神名阪連絡道路を調査区間から整備区間へ格上げするという早期実現のためのシンポジウムが、滋賀県知事参加のもと、三重県からは石垣副知事が参加され開催されました。これはもちろん、沿線市町の首長、地元選出国會議員、県議會議員、市議會議員、町村議會議員も参加されまして盛大に開催されました。機運は醸成されつつあるというふうに思っております。

今現在の取組状況を教えていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 名神名阪連絡道路は、議員御指摘のように、東西に並行する名神、新名神、名阪の三つの高規格道路を南北に補完する、広域連携の強化、拡大、災害時のリダンダンシーの確保に加え、先日の台風18号のように多くの幹線道路が雨量規制により通行どめになるような悪天候時にも、関西圏や中京圏への交通の確保が期待できる重要な道路であると認識しているところです。

現在の取組状況としましては、議員も御紹介いただきました7月に開催し

ましたシンポジウムによりまして、約800人の関係者が一堂にそろって整備機運の盛り上げを行ったところでございます。本県独自の活動としましても、春と秋に国土交通省へ早期整備についての提言活動を行っているところでございます。

引き続き、近畿及び中部地方整備局並びに滋賀県、三重県で構成する名神名阪連絡道路担当者会議、これを開催し、事業化に向けた調整を行ってまいります。また、伊賀市、滋賀県、甲賀市や民間団体などとともに、あらゆる機会を捉えて国に対し必要性や重要性を訴え、国が事業主体になって早期に事業化することを働きかけてまいりたいと思っております。

以上です。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

いよいよ時間がなくなってまいりました。少し突っ込んだ質問をしたかったんですけども、ぜひともしっかりと推進していただいて、早期実現をよろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、時間がなくなりましたが障がい者雇用についてお尋ねしたいというふうに思っております。いろいろ伺いたいんですけども、時間がなくなりましたので絞って質問させていただきたいと思ひます。アンテナショップカフェについてでございます。

これは、障がい者をはじめ、働く意思を持った多くの方々が協力して、実際に物を売ったりつくったりという取組を奈良県のほうでされております。

こちらのパネルを見てください。（パネルを示す）これは奈良にあるK I Z U N A C a f éのホームページなんですけれども、実際これを三重県もつくるという話をいただいておりますが、ぜひ、ただ単に物をつくり売るだけではなくて、これプラスアルファ、三重県バージョンをひとつつくっていただきたいなと思っております。

それを御紹介といいますか提案させていただきますと、障がい者の情報を一手に寄せて、ただ単にカフェするんじゃないで、そこでは求人もとれる、

企業もそこに見に来るといようなセンターをおつくりいただきたいなというふうに思っております。

ぜひ、部長、つくっていただきたいのですが、いかがでしょうか。答弁願います。

○雇用経済部長（山川 進） アンテナショップカフェにつきましては、産業界、労働界、高等教育機関、障がい者就労支援事業所、障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校、庁内関係機関をメンバーとして、昨年12月から5回、具体的な議論を進めております。

その中でも、障がい者の訓練の場としてのカフェ機能、授産品の販路拡大につながるアンテナショップ機能、今、議員が言われた企業と障がい者訓練の場をつなぐ中間支援機能、このような三つの機能について具体的に検討を進めております。

以上でございます。

○議長（山本 勝） 申し合わせの時間が経過しておりますので、速やかに終結をお願いします。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） 答弁ありがとうございました。しっかりと来年に向けて頑張っていたきたいと思います。

時間がもうなくなりましたので、以上で質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（山本 勝） 暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時1分開議

開 議

○副議長（前田剛志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（前田剛志） 県政に対する質問を継続いたします。3番 藤根正典議員。

〔3番 藤根正典議員登壇・拍手〕

○3番（藤根正典） 皆さん、こんにちは。熊野市・南牟婁郡選出の新政みえ、藤根正典です。

議長のお許しをいただきましたので、本日3番目の質問者として登壇させていただきます。

質問に入ります前に、私からも、27日未明、伊豆大島沖にて衝突事故に遭われました貨物船第18栄福丸の乗組員5人の方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、御家族の皆様に対しまして哀悼の意を申し上げます。また、行方不明になったままのお一人の御家族の皆様のお心痛いかばかりかとお察し申し上げます。御無事でお戻りになられますことを心からお祈り申し上げます。

さて、昨日、東紀州、特に熊野市、南牟婁郡の皆さんが待ちに待っていた熊野尾鷲道路が開通いたしました。地元の皆さんの願いの実現に向けて長年御努力いただきました多くの関係者の皆様に改めまして感謝を申し上げます。

本日は私の後援会の皆さんにも応援に来ていただいておりますが、早速、開通ほやほやの熊野尾鷲道路を走ってまいりました。私の質問というよりも高速道路に楽しみがあったというお話も聞いたりもしますが、ぜひ、しっかり頑張りますので、最後までおつき合いをお願いしたいというふうに思います。

最初は、三重県の防災対策について3点質問させていただきたいと思います。

一つ目は、今月1日に行われました三重県・熊野市・御浜町・紀宝町総合

防災訓練から今後の対策へということで伺います。

南海トラフを震源としたマグニチュード8.7の海溝型巨大地震が発生。紀南地域においては震度6強の揺れを観測。多くの負傷者、家屋倒壊、道路、橋梁の損壊、電気、ガス、水道の寸断等、甚大な被害が発生していることを想定。紀南地域への陸路が断絶し、地域が孤立している。そして、三重県南部に大津波警報の発令。まさに紀南地域が直面している危機への対応訓練でした。

電気、ガス、建設業、漁協など19の企業、団体、五つの医療関係機関、自衛隊や海上保安庁、警察、消防など17の救助関係機関、11の指定地方公共機関などと協力して県と3市町が取り組んだ、地域にとっても初めての大きな総合防災訓練でした。

訓練は、医師会、医療機関と連携した災害時医療対応訓練、住民参加による避難訓練や避難所運営訓練、そして、自衛隊と協力した海上からの救助・搬送訓練など、熊野市・南牟婁郡内19カ所で実施がされました。また、テレビ放送による訓練の同時中継も実施されました。私も3カ所ほど実際に現地に伺い、訓練の様子も拝見させていただきました。

この写真ですが、（パネルを示す）これは紀南病院での様子です。地元の住民の皆さんの避難訓練と同時に、病院内では負傷者受け入れ訓練や車両等による重篤患者の搬送訓練などが行われておりました。写真は、負傷者を救急車で移送する訓練の様子です。これは病院の駐車場になるわけなんです、天気の関係もありまして、病院の中のロビー等にも資材を持ち込んでの訓練が行われておりました。

次ですが、（パネルを示す）これはちょっとわかりにくいかもしれませんが、紀宝町の井田小学校。ここは本当に海からすぐの場所ですので、住民の方が多数、本当に体育館いっぱいの方が避難訓練をされ、そして、避難所の開設や運営訓練、物資搬送、炊き出し等の訓練に取り組んでいらっしゃいました。写真は、体育館の中で避難所設営ということで、段ボールによる仕切り等に取りかかり始めたところの写真でございます。

3枚目の写真は、（パネルを示す）これは木本小学校の様子なのですが、木本小学校では医療救護所開設・運営・連携の訓練が行われ、住民の皆さんがけがの程度によって負傷者を区別するトリアージに取り組んでいました。これも、一般の方が実際のトリアージに取り組むというのは大変難しいところもありますし、実際災害が発生した場合にできるのかという心配もあるかも知れませんが、ただ、やはり負傷者を目の前にしたときに、本当にどのような事態が考えられるのか、住民としてそこに対応していけるのかというあたりのところもしっかり踏まえながら経験をしてもらうということが大事だったのかなというふうにも思っております。

どの会場も皆さん真剣に訓練に取り組んでいる様子がよくわかりました。

今回、紀南医師会や紀南病院など医療関係者と連携して、災害時における医療対応を一つの主眼として、一般住民の皆さんにもかかわってもらっての訓練が何カ所かで実施されました。県が市町と協力して、ただ見るだけの劇場型の訓練ではなくて、現場で住民参加により様々な訓練をともに実施していく形式の訓練が、県としては昨年に続いて2回目と伺っておりますし、さらに、複数同時に何カ所かで訓練が進行するというような形は今回初めてではないかなと思っております。

訓練しなければ実際どう動かなくてはならないのかもわからない。知事もよくおっしゃいますが、繰り返し実施することにより身についていくもの、これはもう実際間違いないことだというふうに思っております。また、訓練してみて、行政側も住民も反省点や課題が浮き彫りになっていくものだというふうに思っております。

そこで、まず、お伺いしますが、今回の総合防災訓練についてどのような形で総括をされていらっしゃるのか、また、今後の課題等、どう捉えているのかというあたりについて、知事、そして防災対策部長の御答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 先日実施されました総合防災訓練についての総括と課題

ということで、一部議員が御紹介いただいた点と重複するところもありますが、答弁させていただきます。

私は東日本大震災が発生した直後に知事に就任したこともあり、防災に対する思い入れは特に強いものがあります。中でも防災訓練は実際の災害時に直結する極めて重要な取組であると考えており、昨年度の訓練からそのスタイルを、従来の劇場型から実践型へと大きく見直したところであります。

昨年度の鈴鹿市の訓練では、要援護者の方も含めて住民参加による避難訓練を取り入れましたし、鳥羽市では、さらに避難所運営訓練も取り入れました。また、鳥羽市においては、地域の特性である離島対策や観光客対策をテーマに掲げ、自衛隊をはじめ各救助機関とも連携しながら訓練を実施しました。

そして、今年度は舞台を紀南地域に移し、ここでもまた、その地域特性に着目して訓練の計画を立てることにしました。今回の訓練のポイントは三つ、一つ目は、昨年度に続く住民参加による避難訓練及び避難所運営訓練、二つ目は、限られた医療資源の中で地元の病院や医師会と地元住民とが連携して実施した医療対策訓練、三つ目は、地域の孤立化を想定した、自衛隊や海上保安庁などの連携による空と海からの救助・搬送訓練です。

これら三つをポイントにした訓練をより効果的にするため、今回はさらに二つの新たな工夫を施しました。まずは、より多くの参加者に、より実践的な訓練をということで、初の試みですが、3市町の広いエリアで訓練を実施することにしました。本当はもっと多くの方々、できれば184万県民全ての皆さんに訓練に参加していただきたいところですが、それはなかなかかなわぬ望みですので、もう一つの工夫として、訓練をテレビで生中継し、テレビ画面を通じて県民の皆さんにリアルタイムで訓練を体感していただくということを思いついたところです。恐らく、訓練をテレビで生中継するというのは全国初の取組だったのではないかと思います。

こうして実施した訓練の成果、私は三つ挙げたいと思います。

まず、一つ目、1市2町という広いエリアの、しかも数多くの会場で訓練

を実施したことにより、約7000人という過去最多の皆さんに参加していただいたことです。

二つ目、特に医療対策訓練について、参加された医療機関や住民の方々からの評判がとてもよかったことです。ある住民の方からは、今は訓練だが、本番になるとけがをされている方やその御家族も興奮状態にあるかもしれないので実際にできるか不安があるが、そういう課題が見えたことは収穫だったという声を頂戴しました。

三つ目、これはたまたまのことでもあり、結果論にはなるのですが、悪天候がかえって幸いしたということ挙げたいと思います。

実は、台風の影響で当日の訓練開始時に土砂降りの雨になり、私自身もそんな中、ちょうど避難訓練に参加して歩き出したときだったのですが、その急な雨によって他の会場でもシナリオの変更を余儀なくされたり、落雷のためにヘリが海上自衛隊の輸送艦に着艦できなくなったりするなど、参加者にはまさに臨機応変の対応が求められることとなりました。でも、これこそが訓練です。実際の災害対応は臨機応変どころではないはずです。ですから、悪天候が結果的には訓練をさらに有意義なものにしてくれたと思っています。

このほかにもいろいろな成果があったと思いますが、一方で、後ほど部長からも率直に答弁があると思いますが、それ以上に多くの課題も明らかになったはずです。しかし、それらの課題が訓練で明らかになってくること自体、トータル的に評価すると、今回はとても有意義な訓練になったと私は思います。

何度も言いますが、訓練でできないことは、いざ災害時には絶対できません。とにかくこうした訓練をやることが大事であり、これからも訓練を積み重ねていき、災害への備えをしていきたいと思います。私たちは、防災を特別な活動として取り組むのではなく、日々の業務や生活と一体のものとして取り組むという、いわゆる防災の日常化を目指しています。こうした訓練の積み重ねが防災の日常化に確実に繋がっていくものと私は確信しています。

[稲垣 司防災対策部長登壇]

○防災対策部長（稲垣 司） それでは、私からも幾つか、成果、課題という
か、反省点について述べさせていただきたいと思います。

まずは、訓練の成果です。知事も幾つか挙げていただきましたけれども、
私からは、2点御報告をさせていただきたいと思います。

一つ目は、議員もおっしゃいましたけれども、今回、訓練に参加された誰
もが実に本当に真剣に取り組んでいたと。そうした場を、舞台を提供できた
こと、これが大きな成果だったかなと私は思っております。

写真でも御紹介がありましたけれども、紀南病院、私も行っておりました。
その訓練の際、例えば医師と看護師が本当に真剣で、真剣な余りに看護師さ
んがちょっといらいらしてくるのを医師の方がそんなに興奮しないようにと
とどめるような場面もあったりして、僕はそれを見ておって、ある意味感動
的というか、本当にそこまで真剣にやっているんだなという思いがありまし
た。

2点目は、救助機関との連携です。

今回の訓練ではヘリコプターなどの航空機が、自衛隊、海上保安庁等々8
機参加しました。その統制、航空統制、それは、県の防災航空隊の職員が
やったんですね、行政がやったわけです。天候の急変でヘリコプターが着陸
できなくなるなど、先ほど知事の答弁にもありましたけれども、はっきりな
しの臨機応変の対応に迫られ、彼ら、私の職員は本当に見事にやってのけた
んですね。行政と救助機関との連携がこれほどうまくいっている県は、僕は
そんなにないと思っていて、それを私は自負しています。

これも全て、それまでの救助機関の皆さんと私どもの、いわゆる顔の見え
る関係づくりというか、それがあったからだと思っております、そうした
関係がますます強まっているのかなという思いを改めて実感させられた次第
です。これが2点目です。

一方、課題です。実は、これについてはかなりたくさん、細かいことも含
めてあり過ぎて、情報もうまくいかなかったりとか、正直あったですね。機

器の故障もあつたりとか、様々あつたわけですがけれども、そういった意味で、課題や問題点、数え上げれば切りがないというのが正直なところでございまして、課題を見つけ出すのが訓練ですので、それはそれでいいのかなとは思っていますが、そうした中で私が最も重く受けとめているのは災害時要援護者に係る問題です。

今回参加いただきました熊野市の身体障がい者団体のうちのお一人からこんなことを聞いておりまして、地域の訓練に障がい者がともに参加しやすいようにもっとバックアップしてほしいと。また、それで、一般の人の中に溶け込みにくいという感想もあつたように聞いております。

昨年度の鈴鹿市での訓練におきましても、そうした災害時要援護者の方からは胸に刺さるような御意見をいただきました。要援護者の方というのはどんなに御自身が努力をされてもどうしても自助の力には限界があるわけで、そうした要援護者の方々の命を守るには共助という力が絶対に必要だと考えております。それは本番も、もちろん訓練もです。

ですから、今後訓練を実施していく中で、さらには防災対策を進めていく上で、常にそうしたことを念頭に置きながら取り組んでいかなければならないという思いを改めて感じ入った次第でございまして、こうした訓練を今後は多くの市町にいかにかに広く水平展開していくかと、それも、課題というよりも、私たちの重要な責務であるというふうに考えております。

以上でございます。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○3番（藤根正典） 御答弁ありがとうございました。

確かに1市3町が取り組んだ大きな防災訓練ですので、細かな課題は多々あろうかなというふうにも思いますし、ただ、今答弁いただいたように、住民の多くの方、非常に多くの方が参加をされて真剣に取り組んでいただいたというところの意義が大きいのかなというふうにも思っておりますし、防災対策部長から御答弁いただいたとおり、要援護者対策ということについても、私も実際に地域で避難所設営等訓練をする中で、今までやはり、体の健康な

という言い方はおかしいですね、自由に自分の体を動かすことができる者が訓練に当たっていたけれども、実際に地域にも、顔を知らなかったけれども体の不自由な方がいらっしゃったというようなお話も聞かせていただいたり、そんな中で、これから災害が起こったときに一緒にどうやって避難、そして、その後の生活という部分に取り組んでいくのかというあたりについて課題だというような声も聞かせていただいておりますので、ぜひ一番大きな課題として認識していただいた部分を大事に考えていただきたいというふうに思っております。

私も何人かの方に、本当に、反省、どうだろうかと、災害訓練、どうやってだろうかというお話も聞いたんですが、やはり訓練を行うということで事前に、今までほとんど顔を突き合わせなかった県や市町や、そして医療機関、関係の人たちと初めて顔を合わせる事ができた。顔を合わせて様々な準備の話し合いや当日の運営ができたというところが大きかったということはたくさんの方からお伺いもしました。

また、医師会の方にとっては救護所で実際に運営してみるという体験も大変役に立ったというお話も聞かせていただいております。次へつながる訓練となったんじゃないかなというふうに思います。

1点、防災対策部長にお聞きしたいんですが、情報連携という部分について、消防無線を使う等々の工夫をしながら、県の地方対策本部、そして市町の本部、あるいは現場と状況の確認を行ったということなんですが、実際、災害が発生するとそういう消防無線が本当に使えるのかどうかということもありますし、情報をいかに共有して対策に当たっていくかというのがすごく大事ではないかなというふうに思うんです。その部分でアマチュア無線を活用したらどうかか衛星無線電話などをもっと充実したらどうかというところがありますが、そういう情報伝達、情報共有の体制などについて、今後お考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○防災対策部長（稲垣 司） 先ほどもちょっと言いかけましたけれども、二つありまして、一つは、情報機器自体にトラブルがあって、やはり衛星系が

気候の関係でうまくいかないとか、逆に、地上系は室内であったがためにだめだとか、そんなことも多々ありましたものですから、先ほどアマチュア無線の話もされましたけれども、いろんな情報通信の手段を活用しながら、今後はもう一度、通信の洗い直しはしたいと思っております。

また、先ほど消防無線の話もされましたけれども、消防の関係については違った観点でいきますと、実際今回は消防職員の方が消防無線を使って医療救護所で伝達をやるという話で、消防無線のかわりに防災行政無線を使って実際やったんですけれども、そうしたことも、現実、じゃ、それが本当に起こり得るのかと、そうした職員がそこに張りつけるのかという、そういった違った意味の問題もありまして、そうした指摘もございまして、そういう意味では、私は実践型の訓練といっておきながらなかなか実態に即したことになる部分もありましたので、そうした反省点も含めて、通信、もろもろ見直していきたいと考えております。

以上です。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○3番（藤根正典） ありがとうございます。

やはり繰り返しですけれども、いかに正しい情報を把握し伝えるかという部分、大変重要だと思いますので、引き続きの検討をお願いしたいなというふうに思います。

また、今回の防災訓練、総評として大変有意義であったという中で、県も市町もともに今回のような形で、それぞれの地域の実情や課題というものに沿った形でぜひ次も続けていっていただきたいというふうには思っておりますが、来年度以降についての方向性とか考え方についてお聞かせください。

○防災対策部長（稲垣 司） 総合防災訓練は今後も当然続けていくつもりでおりますけれども、3点を重視していきたいと思っております。

1点目は今回もやった住民参加、もう一つは救助機関との連携、これは、来年度以降も常にその要素として取り入れていきたいと思っております。

3点目は、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、まさに地域の特性に

応じた訓練をやりたいと。去年でしたら鳥羽市では観光対策とか離島対策がありましたし、今回は、まさに紀伊半島、紀南地域で災害医療ということでやりました。そうしたように、地域の災害特性といいますか、そうしたものをテーマとして実施してまいりたいというふうに考えておりました、その3点を常に取り入れながらやっていくと。それで、また、その成果や課題については実際の災害対策本部体制のほうに生かしてまいりたいと、このように考えています。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○3番（藤根正典） ぜひよろしくお願ひいたします。

あと1点、ちょっとお伺ひしたいんですが、今回の災害の防災訓練の中で大きな役割を果たしたと思うんですが、紀南病院について、東紀州における災害拠点病院の指定というのは尾鷲総合病院のみというのが現状になっております。そんな中で、県内の各二次保健医療圏では複数の病院が災害拠点病院に指定をされています。確かに人口も少ないという東紀州地域ではあり、高速道路の整備も進んでいるという状況もありますが、今回の訓練の想定のように孤立という部分が十分考えられる中で、紀南地域においては災害時も医療の中心は紀南病院となることは間違いありません。紀南病院の災害拠点病院化ということについてお考えをお聞かせください。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 紀南病院の災害拠点病院の指定につきまして御答弁させていただきます。

拠点病院につきましては、議員から紹介がございましたとおり、保健医療圏ごとに1病院を指定するというふうになっておりますけれども、本県は南北に県土が長いということ、それから、その医療圏ごとに1病院では対応が困難になるというようなことから、おおむね二次救急医療を担う地域ごとに災害拠点病院を指定してきておまして、現在13病院指定しております。

このような中、紀南病院につきましては、まさに孤立するおそれがあるといったことで、熊野地域におきましては唯一二次救急医療を担っているということから、災害時にも必要な医療を提供するということが期待されておる

というふうにご認識しております。

しかしながら、拠点病院の指定要件につきまして、東日本大震災後、国から一層厳格な指定要件が示されておりました、診療機能を担う施設の耐震化、あるいは、災害派遣医療チーム、DMATですけれども、これの保有などが求められているというところで、紀南病院には現在この要件を満たしていないという現状がございます。

一方で、県では今年度、新たに災害拠点病院の機能を補完する災害医療支援病院を指定することとしております。紀南病院におきましては、まず、この災害医療支援病院になっていただきまして、スタッフの災害医療に対する意識も一層高めていただくとか、機能の連携とか、そういったことも高めていただきたいというふうに考えております。その上で、指定要件を満たすことができた段階で災害拠点病院の指定については検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○3番（藤根正典） 御答弁いただきました。

要件をまず満たさなければならないというお話でございますが、実は、紀南病院は現在、古いほうの建物についてなんですが、改修を進めております。しかし、努力はしておりますが、全国的な資材の高騰でありますとか人件費の上昇等々もありまして非常に厳しい状況にもありますので、地域の基幹病院として、そして、充実した施設を持つ、まず、災害医療支援病院、その次、災害拠点病院というところで、まずは改築による耐震化を図っていくということを進めなければならないというふうに、それは十分理解しておりますので、まず、その耐震化を、ぜひ改修を進めていけるように県当局にも御支援をいただきたいというお願いをさせていただきたいと思っております。

次へ行かせていただきます。次は、災害発生時に避難所となる施設の安全確保ということでお願いいたします。

地震、そして津波の発生の場合、揺れがおさまったら避難となります。ま

ずは安全確保のための一次避難所へ、そして、より安全に過ごすことのできる二次避難所へということになりますし、自宅が被災され生活ができないという場合は避難所での生活ということになります。避難所も当然安全が確保されなければならないんですが、県内には、市町の指定する避難所が2463あるというふうに聞いておりますが、そのうち、県立学校が54校、市町小・中学校が548校、避難所に指定をされております。

子どもたちの安全を第一に考えるということで、建築基準法の改正以来、学校施設については年次計画のもとに耐震化が進められてきました。もう現在、市町小・中学校校舎でいえば97.5%が耐震改修が終了、そして、県立高等学校は99.3%終了、特別支援学校については100%ということになっておりますので、施設の耐震化ということについては終わってきたというふうに言えると思いますが、そんな中で、県の教育委員会はみえ県民力ビジョンの中で、平成27年度を目標に、天井板や窓ガラス、壁などの非構造部材の耐震化を進めております。

さらには、やはり避難所として活用していく可能性があるということを考えてときに、バリアフリーを想定しなければならないと、そういうふうにしなければならないというふうに思っております。体の不自由な方や高齢者の方、負傷者の方など、様々な方の避難対応というところを考えていっていただきたいというふうに思っております。

また、子どものふだんの生活を考えても、障がいのある子どもたちが地域で学ぶという方向性を考えても、このバリアフリー化は進めていっていただきたいというふうに思っておりますが、県立学校及び市町小・中学校で進めている非構造部材の耐震化の進捗状況、また、避難所となる公立学校施設のバリアフリー化の現状についてお聞きしたいと思います。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 災害時避難所の安全確保について御答弁申し上げます。

避難所に指定されています学校数は、平成25年5月1日現在で、県立学校

74校中54校、公立小・中学校につきましては582校中546校でございます。

非構造部材であるつり天井を有する屋内運動場などは、県立学校では35棟、公立小学校では126棟あります。また、避難所に指定されている学校の屋内運動場などのバリアフリー化につきましては、平成24年4月1日現在、多目的トイレが県立学校で54校中2校、公立小・中学校548校中84校に設置され、スロープが、24校の県立学校、322校の公立小・中学校に設置されているところでございます。

県立学校の非構造部材につきましては、平成24年度に行いました専門家の点検結果により指摘があった箇所の耐震対策を、平成27年度の完了を目指して進めていくこととしております。

屋内運動場などにおけるつり天井につきましてはこれまでも落下防止対策を行ってきたところでございますが、平成25年8月に文部科学省が学校施設における天井等落下防止対策のための手引を策定したことを受けて、今後、再点検を行い、それに基づいた耐震対策を実施してまいります。

県立学校のバリアフリー化につきましては、校舎のエレベーターや出入り口のスロープなどの設置を優先してきたため、屋内運動場等については遅れている状況でございます。

しかし、屋内運動場などにつきましては、南海トラフ巨大地震も想定されますことから、避難所としての防災機能を強化する必要があるため、今後、バリアフリー化について検討してまいりたいと考えております。

公立小・中学校における屋内運動場等の非構造部材の耐震対策とバリアフリー化につきましては、国の学校施設環境改善交付金制度を活用して取組が進められるよう、必要な助言、情報提供を行ってまいります。

なお、公立小・中学校につきましては、平成24年度と25年度におきまして、県の単独事業で小・中学校防災機能強化補助金を設け、地震、津波等自然災害発生時の児童・生徒の安全の確保と被害の軽減を図るため、市町教育委員会を支援しているところです。実績ベースで、平成24年度につきましては12市町213校で、平成25年7月末現在では17市町211校が活用されているところ

でございます。

屋内運動場等につきましても、非常用発電機、灯光器など防災機器の整備、備品等の転倒落下防止対策、ガラス飛散防止対策などに対してこの補助金を活用していただくこととしております。公立小・中学校の約94%が避難所に指定されていることから、この補助金の積極的な活用を市町に呼びかけ、避難所の防災機能の強化につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○3番（藤根正典） 御答弁いただきました。

バリアフリー化については今後検討していくというお話でございます。ぜひ、しっかりとした学校施設の整備という観点からも、そして、いざというときの避難所という観点からも積極的に御検討し、進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次へ行かせていただきます。防災対策に関する最後の質問なんですが、被災し、自宅に戻ることでできない場合に対応する応急仮設住宅についてお伺いしたいと思います。

東日本大震災により被災された皆さんは、発災以来2年半がたった今も、本当に多くの皆さんが仮設住宅に暮らしていらっしゃいます。もうすぐ3度目の冬を迎えるわけですが、地域の復旧、復興を願いながらも耐えていらっしゃるというのが現状ではないかなというふうに思います。

マグニチュード8.7の南海トラフ地震が発生したというところで、県は平成17年の地域防災計画被害想定調査というのを基準に、どれぐらいの住宅が被災するかというような数字を出していらっしゃるというふうに聞いております。全半壊17万棟以上というような数字のようですけれども、そのような中で、平成7年の阪神大震災後、47都道府県は一般社団法人プレハブ建築協会と災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定を結んでおります。

発災後、災害救助法の適用を受けますと、三重県でいいますと健康福祉部が市町からの建設要望を聞き取り、県土整備部と協議しながらプレハブ仮設

住宅の建設に向けて手続を進めていくこととなります。実際の建設については、県土整備部がプレハブ建築協会と調整を行いながら進めていくというふうに聞いております。

東日本大震災では、総務省消防庁の発表によると約40万戸の住宅が全壊または一部損壊というようなところで、東北3県を中心に多くの仮設住宅が建設をされております。そのような中で、かなりの数の木造仮設住宅も建設されているということで、やはり木のぬくもりが好評であるといったことでもありますとか、地元産材の利用、地元工務店の活用といった経済効果も見込まれる、また、木造は解体しての再利用も可能であるというようなところで、実際に、岩手県住田町では地場産材である気仙杉を使った仮設住宅を町として110棟建設しているというようなお話もありますし、福島県でも4000戸ほどの住宅が木造というようなお話も聞いております。

そんな中で現在、東京、神奈川、静岡、愛知、岐阜、高知、宮崎など14の都県が、災害時の木造仮設住宅建設について一般社団法人全国木造建設事業協会と災害協定を結んでいます。その多くは、南海トラフ地震、あるいは首都直下型地震の被害が大きいと想定されている都県です。しかし、三重県はなぜか協定締結には至っていません。

できるだけたくさんの仮設住宅を確保していくためにも、木造住宅も必ず必要になると考えております。想定される南海トラフ地震発災後の被災住民の生活支援に対応するために応急仮設住宅の必要戸数の把握はできているのかどうか、そして、木造仮設住宅建設についてはどう考えているのか、お聞かせください。お願いいたします。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） それでは、私のほうからは、まず、災害時の応急仮設住宅の必要数についてお答えさせていただきます。

現在、県では防災対策部におきまして、新たな地震被害想定調査が実施されており、本年度末に被害数量を算出し、公表される予定です。このため、現時点における被害想定につきましては、平成17年3月の地域防災計画被害

想定調査に基づくこととなります。

この調査では、東海・東南海・南海地震、いわゆる南海トラフ地震がマグニチュード8.7規模で同時に発生した場合に、全壊棟数が約8万棟、半壊棟数が約9万2000棟になると想定されております。

国が昨年5月にまとめました応急仮設住宅建設必携（中間とりまとめ）では、必要となる応急仮設住宅は全壊及び半壊棟数の2割から3割になるとされており、現時点での被害想定に基づき試算しますと、本県において必要となる応急仮設住宅はおおむね3万4000棟から5万2000棟になる見込みでございます。

以上でございます。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 応急仮設住宅は、災害時においてできる限り速やかに所要の戸数を確保することが求められています。

既に災害時における応急仮設住宅の建設協定が締結されている鉄骨系のプレハブ住宅だけでは必要となる戸数を満たせない可能性があることから、木造の応急仮設住宅についても確保する方策を検討する必要があると考えております。

また、議員御指摘のように、木造の応急仮設住宅については、東日本大震災の被災地において居住性などで入居者の評価が高かったことに加え、地域産業にも貢献したとの情報も得ているところでございます。

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定については、木造応急仮設住宅の建設を担う事業者団体から本年6月にも協定締結の申し入れがあったということからも、協定締結に向けて現在検討を進めております。今後、年内を目途にこうした団体と協定を締結してまいりたいと考えておるところでございます。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○**3番（藤根正典）** 御答弁いただきました。

今、検討中で3月末までにきちっとした数字をもう一度県として出すとい

うことですが、今ある基準でいきますと3万4000棟から5万2000棟という数が実際想定されているということですので、その数が本当に確保できるのかどうか。これは、本当に南海トラフになりますと、三重県だけが被災するというような状況は考えられません。太平洋岸の本当に多くの都県が被災するという中で、その数の仮設住宅を確保していくというのは本当に大変な作業になる可能性がありますので、今、県土整備部長からも御答弁いただきましたけれども、木造仮設住宅もしっかり確保する方向で、協定締結の要請のあった協会もしっかりと前向きに協定締結に向けて検討していくという御答弁をいただきましたので、ぜひともプレハブ、そして木造というところで、仮設住宅のできるだけたくさん確保が進むように進めていただきたいというふうに思っております。

ただ、先ほどの木造の全国協会のホームページによりますと、最初に三重県に災害協定締結の要請が行われたのが平成23年12月15日という日付にもなっておりますので、正式な返事、締結まで2年近くかかっているという状況もあるのかなというふうに思いますので、ちょっと時間がかかり過ぎてしまったんじゃないかなという感じは否めないなというふうに思っております。

続いて、木造仮設住宅も十分考えていくというお話を聞かせていただきましたので、そうすると、林業資源の豊かな三重県ですから、県産材もぜひ活用していただきたいというふうに思っております。

また、みえ森と緑の県民税の市町の実施想定事業にも木造仮設住宅キットというふうな言葉も見えておりますので、木造仮設住宅建設時の県産材の活用というところについても農林水産部長の御答弁をいただけましたらよろしくお願いいたします。

○農林水産部長（橋爪彰男） 木造の仮設住宅と林業振興の関係でお尋ねだと思います。

東日本大震災では大体4分の1ぐらいが木造で仮設住宅が建設されたとお聞きしておりますし、仮設住宅を木造で建設するというので、木材の持つ断熱効果とか遮音効果、それとか調湿効果によって居住性の向上が期待され

ております。

また、森林資源が、今議員のおっしゃったように、豊富な本県にとっては、仮設住宅に県産材の利用ということになりますと、林業振興につながるとともに、木材加工業とか地域経済の活性化にも資するであろうというふうに考えております。

今、御提案の協定等が進むというようなことになりまして、木造仮設住宅がそのように導入される際には、関係部局とか関係団体、この辺と連携しながら県産材の供給が円滑に行われる必要がありますので、その辺について、間に入って取り組んでいきたいというふうに考えております。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○3番（藤根正典） 御答弁いただきました。

ぜひ木造仮設ということについて、県産材の活用も進めていただけるということですので、部局横断型で、どのような体制を組めば仮設住宅の確保、より多くの確保につながるのかというあたりでも御検討いただけたらなというふうにお願いをいたします。

それでは、大きく2点目の質問に移らせていただきます。

農業と福祉の連携による障がい者雇用、農福連携の推進についてということで、このことは昨年的一般質問でも取り上げさせていただきました。平成24年から4年間、平成27年までの計画で、農福連携・障がい者雇用推進事業が実施をされております。

平成24年度は、福祉事業所や農業経営主体へのアンケート調査、障がい者雇用の実態調査など、実態把握から進められてきたということなんですが、2年目を迎えての農福連携の取組の実績や課題、今後の見通し等について御答弁いただけたら幸いです。よろしく申し上げます。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 農福連携・障がい者雇用推進事業の取組と今後の方向についてということで御答弁したいと思います。

農業と福祉の連携による障がい者雇用の推進につきましては、障がい者の

皆さんの新たな就労の場や農業の担い手の確保につながる重要な取組だと考えております。

このため本県では、農林水産部、健康福祉部、雇用経済部、教育委員会など関係部局と三重労働局で構成する三重県農福連携・障がい者雇用推進チームというのを設置しまして、農福連携についての情報共有を図るとともに、福祉事業所に対して幾つかの取組を進めております。

一つは、個別訪問による農業参入の掘り起しです。続いて、普及センターによる栽培技術指導、また、農業の規模拡大や6次産業化に向けた各種支援制度活用へのサポート、さらに、障がい者に農作業を指導する農業ジョブトレーナーの育成支援と、それと、県内で障がい者就労や労働環境の改善に取り組んでいる優良事例の収集と整理、こういうふうな取組を進めてきたところ です。

このような取組を行ってきた結果、本格的に農業に参入している福祉事業所というのは、平成24年4月時点で14事業所であったものが、本年9月末で26事業所に、また、そこで働いていただいている障がい者の方は179名であったところが392名に、それぞれ増加しております。1年半で約2倍にそれぞれなったというようなところ です。

一方で、農業経営体における障がい者の雇用なんですけど、障がい者と接する機会が少ないとか障がい者への指導方法がわからないというような、アンケートの中から見えてきまして、こういうことから、全体では15経営体で23名の雇用にとどまっている状態です。

こういうこともありましたので、農業経営体が障がい者の皆さんと接する機会を設けるということを目的としまして、県内四つの特別支援学校と連携しまして、卒業後の雇用を期待した農業インターンシップの受け入れについて経営体に働きかけを行ってきているところ です。その結果、まだ事例は少ないんですが、東紀州くろしお学園おわせ分校で本年9月25日からインターンシップが初めて始まったところ です。

今後、こうした活動であるとか福祉事業所に係る取組の充実を図りながら、

農業分野での障がい者雇用の拡大に取り組んでいきたいと考えております。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○3番（藤根正典） 御答弁いただきました。

平成24年4月の段階で14事業所179人だったのが平成25年9月の段階で21事業所392人ですから、本当に障がい者の皆さんの働く機会といたしますか、そういうものの拡大に向けて、県内の様々な事業所とも協力していただいているという様子も理解をさせていただきました。

事業として進めていただいている中で、農業ジョブトレーナーという言葉も出していただきましたが、やはり福祉団体と、そして農業経営体、課題はありながらも努力し連携していく中で、障がい者の方や御家族の皆さんに必要な支援を行うジョブトレーナーの役割というのが大きいというふうに思っております。

農業ジョブトレーナーの育成ですけれども、どのように進めているのか、少しお聞かせいただけたらと思います。

○農林水産部長（橋爪彰男） ジョブトレーナーの取組なんですけど、農業分野で障がい者就労を拡大しようとするためには、障がい者の方をよく理解し、また、農作業の指導もできるというジョブトレーナーの育成が非常に重要だと考えております。

このため、農業参入する福祉事業所の支援員の方等に対しまして、農業大学校のほうで農業基礎技術習得のための公開講座への参加を呼びかけておりまして、これまで7名の支援員の方に受講をしていただいております。

また、今年度から農業大学校のほうのカリキュラムも見直しをしまして、全国で初めて農業と福祉を新たな選択科目に組み入れまして、福祉事業所での農業実習を行うなど、将来の障がい者就労に理解のある農業経営者や農業参入した福祉事業所等で活躍できる人材の育成に取り組んでいるところです。

こうした農業大学校における人材育成の取組を強化していくことなどによって、農業ジョブトレーナーの育成に取り組んでまいりたいと考えております。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○3番（藤根正典） 農業にも造詣が深く、障がい者福祉にも理解のある方というところで、その養成についてしっかりこれからも進めていただきたいなというふうに思います。

私、今回、2年続けて扱わせていただきましたのは、これ、こういうチラシで行われたんですが、（現物を示す）東紀州くろしお学園のほうがこの8月に公開講座を実施しまして、誰もが働きながら地域で元気に暮らしていける社会、持ちつ持たれつの共生社会を求めて農業・水産業分野で働こうといったテーマで、熊野市で講座がありました。鈴鹿市や名張市で既に先進的に取り組まれている皆さんからも報告をいただいたり、県の取組の報告もいただいたりという中で、特別支援学校の保護者の皆さんや地域の福祉関係者、農業関係者など、本当に会場いっぱいの皆さんがいらっしやいまして、活発な意見交換も行われておりました。障がい者の就労、農業と福祉の連携というところで、私たちの地域でも関心が高まっているというふうに改めて感じさせていただきました。

知事、御所見ありましたらお願いいたします。

○知事（鈴木英敬） 農福連携は、我が県の非常に大きな課題の一つである障がい者の皆さんの雇用の拡大、あるいは工賃のアップ、あと、農業の新たな担い手の裾野の拡大というんですかね、そういう県の大きな課題に対してもそれぞれ資するものだと思います。

なので、大変重要でありまして、私自身も県内外のそういう施設に訪問させていただきました。藤根議員や大久保議員と一緒に紀南ひかり園へも行かせていただきました。本当に一生懸命、障がい者の皆さんが、そして、充実して頑張っている様子を見ると、やっぱりそういうのをしっかり応援していかないといけない、これからもより一層応援していかねばならない、そう思っています。

先ほど部長から答弁したような取組に加えて、今回、今検討させていただいているアンテナショップカフェ、あるいは、この前もれいきウェルフェア

マルシェというのをやっていたりした、そういう出口の部分の、農福連携で出てきたものを出口でどう皆さんに知ってもらおうかというようなことも含めた応援も、いずれにしても一層力を入れて頑張っていきたいと思います。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○3番（藤根正典） ありがとうございます。

働きたいという願いを持つ障がい者の皆さんが、それぞれの障がいの程度に合った仕事に取り組んで、労働の対価として賃金を得ると。できる仕事の内容であったり労働時間であったり、あるいはマッチングの問題であったり、何よりとても十分とは言えない賃金といった問題も大きな課題であるということは言えますが、働く喜びを感じながら地域で暮らしていけるという、その可能性を探っていくというのが大事じゃないかなというふうに思いますし、できましたら、農福連携がこれだけ進んできたという中で水産業との連携といったことについても御検討いただいて、これからも、各地域の農業、水産業、そういったところで障がい者の皆さんが明るく元気に働ける、そういった方向を模索していただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

時間が最後5分ということで、近畿自動車道紀勢線の今後の整備についてお伺いをしたいと思います。

最初に言わせていただきましたけれども、熊野尾鷲道路が完成いたしまして、5本のトンネルで尾鷲と熊野が結ばれました。距離にして約7キロメートル、時間にして約20分短縮されました。時間短縮も大変大きな成果であるというふうに思いますが、荷坂峠、馬越峠、そして、今回、矢ノ川峠を越えずに熊野まで行ける、峠越えなしに伊勢の国から紀伊の国へと、気持ちよく安心して安全に走ることができるというところも大きな成果ではないかなというふうに思っております。

海山インター―紀伊長島インター間については、赤羽川の橋脚の問題がございましたが、国土交通省によると年度内の開通を目指しているという発表

もあります。また、三重県境においては今年度、国の直轄事業として熊野川河口大橋を含む新宮紀宝道路の新規事業化が決定をいたしました。

2度の政権交代を挟みましたが、その間も地域の思いを大切に考えていただいて、着実にこの地域の高速道路整備の事業が進んできたと言えます。その結果、県内の近畿自動車道紀勢線については、熊野市大泊インターから新宮紀宝道路までの区間が未事業区間として残るということになっております。

地震、津波への防災対策、国道42号の代替道路、そして、地域活性化の切り札という意味で、大泊でとまってしまっているはその効果も十分とは言えません。紀勢線熊野市－新宮市間の新規事業化に向けての当局の考え、取組、また、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）工事、尾鷲北インター－南インター間の完成までの事業見通しについて確認をさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 紀勢線は、住民の安全・安心を確保し、人々の暮らしを守るために、災害時の早期対応やその後の復旧、復興を担い、そして、津波からの避難場所となる新たな命の道として、また、地域の豊かな自然や産業を生かす地域振興のために極めて重要な道路であり、早期の全線供用が喫緊の課題であると考えております。

御質問の紀勢線の熊野大泊から新宮間の30キロメートルにつきましては、昨年度、平成24年度からおおむねのルートを決める計画段階評価が実施され、この4月に完了しております。

そして、名称は仮称ですが、熊野川河口大橋を含む紀宝インターから新宮北インター2.4キロメートルにつきましては、御紹介のように一般国道42号新宮紀宝道路として、本年度、新規事業化されました。この6月に地元説明会が開催され、現在地質調査が進められ、今後測量が進められていきます。

また、尾鷲南インターから尾鷲北インターの間5.4キロメートルにつきましても、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）として昨年度新規事業化がされ、現在、用地調査及び設計が行われております。

県としまして、事業中であるこれらの区間の早期供用と、また、防災上、地域活性化などに有効に活用できる、ミッシングリンクとなっています。未事業化区間の早期事業化に向けて、引き続き市町や地域住民をはじめ関係者の皆様と一体となって、国などに強く働きかけてまいる所存でございます。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○3番（藤根正典） 御答弁をいただきました。

未事業化区間についてもしっかりと事業化に向けて御努力いただくということですし、昨日の熊野尾鷲道路の開通式典でも、知事のほうからもその思いも聞かせていただきました。Ⅱ期工事についても詳細設計等が進んでいるということで、こちらもできるだけ早期の完成に向けて頑張っていたきたいというふうに思っております。

とにかく熊野尾鷲道路が開通して、残ったところを、事業化を進めるのは今しかないというふうに思っておりますので、地元住民もしっかりとその辺、要望活動等頑張らせていただきますので、引き続き県におかれましても、事業の完成を目指して御努力をいただきたいなというふうに思います。

時間が参りましたので、ここで私の質問のほう、終結とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 44番 中村進一議員。

〔44番 中村進一議員登壇・拍手〕

○44番（中村進一） 一般質問の最後となります。新政みえ、伊勢市選出の中村進一であります。

私からも、台風18号で亡くなられた方々、そして、また、災害を受けられた皆さん方に心からお見舞い申し上げたいというふうに思いますし、また、先般27日に起きました貨物船の衝突事故で亡くなられた皆さん方、本当に御家族のことを思いますと胸が痛む思いであります。心からお悔やみを申し上げたいというふうに思っております。

さて、伊勢ではいよいよ、10月2日に内宮、5日に外宮で遷御の儀がとり行われることとなりまして、御遷宮もクライマックスを迎えることになりま

した。地域では、8年前の御用材を運ぶお木曳行事、そして、4年前の宇治橋の渡り初め式、そして、今年とり行われましたお白石持ち行事と、この行事に対しましてたくさんのボランティアの活動があったことを御紹介させていただきたいというふうに思います。

今回のお白石行事に参加した地元市民は15万3000人、そして、全国から特別神領民として参加していただいた方は7万3000人、合計22万6000人の参加になりました。そして、県外から見えた方々をお世話する市民ボランティアの方は、1日400人から500人が20日間で延べ1万人ということになっております。

そして、また、この方たちは、朝5時台に集合するグループ、あるいは6時に集合するグループ、本当に仕事の中身も、車を運ぶ準備をされる方から、あの暑さの中で介護や、気持ちが悪くなった方をサポートする救護班も含まれております。まさに体を張ったおもてなしだったと関係者から聞かせていただきました。

こうした陰で支える活動があって、それが観光入り込み客の増加など大きな成果を上げている、そのように思っております。もちろん、知事がさっぱり雪まつりでしっかりと宣伝をしていただいたことも本当にありがたいというふうに思っております。

しかし、国全体を見ますと、例えば福島原発事故による汚染水問題、また、これは嫌う人がおりますけれども、政治の右傾化、生活保護費の引き上げの影響によるセーフティネットの破壊という負の現象も起きつつあるのも事実であります。政権が変わって今までの内閣とちょっと違うところ、これは、私が心配しておりますのは福祉と平和が危ないのではないかということでございます。今日はこうした課題について、通告に従いまして県の考え方を聞きたいというふうに思っております。

まず、御遷宮後の集客体制について伺いたいと思います。

このグラフを見ていただきたいと思います。(パネルを示す)これは伊勢神宮参拝客の推移であります。伊勢神宮は20年ごとに、御遷宮の年に向け参

拝客がずーっと伸びていきます。そして、御遷宮の年とその翌年を過ぎると急降下をしていくという歴史を繰り返してきました。しかし、今回の御遷宮の特徴は、外宮、内宮を合わせての参拝客が既に今月、9月23日現在で900万人を突破、2010年の年間最多記録を40万人上回る過去最高の参拝客になっているということです。そして、一番端のこの数字、年末の予測が1300万人に達する見込みが出てきたということでもあります。全国からこんなに多くの方が来ていただいているということでもあります。1300万人を超える参拝客にどのように三重の魅力を知ってもらうか。おもてなしの方法によっては安定したリピーターになっていただけるはずであります。

御遷宮後の安定した集客をどうするのか、ポスト御遷宮を考えることは、伊勢志摩観光のみならず、南部地域の活性化、さらには三重県全体の活性化という大きな政策課題になろうかというふうに思っております。

そこで、次の表を出させていただきます。（パネルを示す）この表、これは、御遷宮後の三重県の観光をめぐる課題と、伊勢志摩の観点から伊勢志摩観光コンベンション機構の協力を得て整理して作成したものでありますが、遷宮の翌年、平成26年は、新しい神宮への参拝を求めて多くの集客が予想されますが、ここにありますように、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンが450億円をかけてハリポッター新アトラクションというのをスタートする。また、浜名湖花博など近隣が結構大きなイベントをやりまして、お客さんのとり合いが始まるのではないかと。三重県観光キャンペーンの最終年となりまして平成27年には、今度は北陸新幹線開通で北陸ブームが予想されます。静岡では家康没後400年のイベントも開催をされます。

こういった環境の中で、今、三重県菓子工業組合では、平成29年に全国菓子大博覧会を三重県に誘致することを決めたと聞いております。その後、平成30年にインターハイ、平成32年に東京オリンピック、平成33年に三重国体と続いていくわけでありましてけれども、まさに集客を考えますとビッグチャンスが次々と到来するわけでありまして。

こうした環境の中で、三重県への観光入り込み客の安定化をどのように進

めていくか。なさなければならぬ課題について、従来からの課題も含めまして3点提案させていただきますので、御所見をお伺いしたいと思います。

まず、ポスト遷宮として全国菓子大博覧会の三重県開催についてであります。

全国菓子大博覧会というのは日本最大のお菓子の祭典と言われております。4年に1度の開催となっております、今年は4月19日から5月12日まで、広島県で開催されました。広島では、目標来場者数を80万人として総事業費16億円、経済効果150億円を目指して開催をされました。広島県の状況を見ますと、県は人的支援、財政支援とかなり深くかかわっております。広島県では3年前から予算措置を始めておりますので、三重県開催なら来年度から予算措置をして関係者との協議に入ることになります。

4年前の兵庫県姫路市では92万人を集めております。その4年前、8年前は熊本県で45万人と規模は異なりますが、私は、ポスト遷宮にふさわしい大規模なイベントであり、ぜひ県が民間と一緒に進めていただき、成功させていただきたいプロジェクトだというふうに思っております。

そこで、お伺いいたします。全国菓子大博覧会三重県開催について、まずは、現時点でどのように考えておられるのか、予算措置、組織体制についての考え方があればお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、交通アクセスについてお伺いいたします。

先般、奥野英介議員が路面電車という言葉を出していただきまして、私も大賛成であります。次の次の御遷宮ぐらいになるかなと思ったりして聞いておりましたんですけども、まず、当面の課題を申し上げたいなと思っております。

既に外宮周辺におきましては、伊勢西インターから外宮方面への渋滞が見られるようになりました。伊勢市、玉城町、度会町では平素から、相互に連携して協力し合って一体となったまちづくりを進めております。ここでも大きな課題であります慢性的な渋滞を解消するためということで、平成21年7

月に行政と地元の商工会議所、商工会、農業・漁業組合等々、連携の中で宮川架橋推進協議会を組織しまして、玉城インターで西インターへ行く車を分断してといいますが、分けて玉城のほうにおろして、そして、宮川にもう一本橋をかけてはどうかという、そういう協議会をスタートさせております。

私もこの橋をつけることは、地域の防災、あるいは経済活動を活性化させる意味では絶対必要というふうに思っておりますので、この点の御所見をお伺いしておきたいというふうに思っております。

それから、何度もいろんな議員がここでお話をしておりますけれども、伊勢二見鳥羽ラインの通行料の無料化でございます。

先般、第二伊勢道路ができました。聞かせていただいておりますと、結構利用率が上がってきている。これ以上上がると、ありがたいことなんですけれども、あそこがお金を払うということで渋滞が予想されます。料金所のところの渋滞も問題だというふうに思いますし、また、いつ事故が起こるかもわからない、そんなことも思われますので、ここの無料化を急ぐべきではないか、どんどんどんどんと利用されれば財政的にももっと近くなるのではないかというふうに思いますけれども、その点、御所見をお伺いしたいというふうに思います。

それから、次の課題も、離島架橋、5000人から離島に、鳥羽市では今住民の方がみえるわけでありましてけれども、この課題も、地域、粘り強く頑張っておりますけれども、一体、離島架橋、これをどうするのか。この問題もぜひ早く、方向性といいますが、スタートラインにつけていただきたいなというふうに思っております。

と申しますのは、この離島架橋につきましては平成21年10月20日の第2回定例会で、請願、離島架橋の早期実現についてということで、議会が全会一致で採択をされております。そのことを踏まえて御答弁をいただきたいというふうに思っております。

遷宮後の活性化の最後は、三重テラス、28日にオープンをいたしました。やはりこれから三重県を売り出すためには、三重テラスの役割、三重テラス

はどう働くかということになってこよかというふうに思っております。ポスト遷宮に向けまして、三重テラスはどのような働きをしてくれるのか、県民にわかりやすくお示しをいただきたいというふうに思います。御答弁をいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは、三重テラスの活用について答弁をさせていただきます。

まず、9月28日に無事にオープンすることができました。多くの関係者の皆さんの御協力に感謝を申し上げたいと思いますし、県議会の皆さんも、内覧会、オープニングセレモニー、たくさんお越しいただきましたことを改めて感謝申し上げたいと思います。

オープン、開店前には300人ぐらいの方が並んでいただくなど、あとは伊勢うどんが売り切れるとか、いろんな順調な滑り出しをおかげさまでしているようであります。

そんなことで、どういう活用をしていくのかということではありますが、三重テラスは、県内事業者が首都圏での販路拡大を図る出口として活用していく場であるとともに、首都圏の方々が三重に訪れていただく入り口として三重の魅力を発信する場であると考えています。

このため、県内事業者の三重テラスの活用を推進すること、それから、首都圏の多くの方々が三重テラスにお越しただいて三重の魅力に直接触れていただく、これがまず重要であると考えています。このような考えに基づいて、三重テラスの機能を活用した様々な取組を展開してまいります。

県内事業者の商品開発や販路拡大につながるような取組としては、県内事業者と首都圏の事業者との商談会、首都圏のデザイナーとのコラボによる伝統工芸品のブラッシュアップなどに加えて、三重テラスという常設の拠点という強みを生かした取組を進めていきます。

これまで県内事業者は具体的なマーケットを意識せずに商品開発を進める傾向があったため、よい商品を開発しても売れないといった課題がありまし

た。今後は出口を見据えた商品開発を、事業者と県とが知恵を出しながら進めていきます。

例えば、三重テラスでの販売を目指した、三重県産業支援センターによる支援制度等を活用した商品開発、パッケージなどで三重を具体的にイメージできるようなプライベートブランド商品の開発・販売、テストマーケティングにより消費者の評価を参考にした商品のブラッシュアップ、三重テラスで消費者に受け入れられるかどうかを試験的に腕試しのようにして販売して可能性を探る、三重テラスの顧客ニーズの調査結果を県内事業者にフィードバックして商品開発に役立てていただくなど、三重という地域を予感、体感できる商品開発の支援を行います。

また、首都圏の方々に繰り返しお越しいただくような取組としては、買い物時にポイントがつく三重テラス会員制度、法人向けのメンバーズカード、三重県人会や三重ゆかりの方々への特典など、三重テラスにかかわりを持っていただくような取組を進めていきます。

さらに、誘客に結びつく取組として、三重へのフィールドワークをセットにしている丸の内朝大学の仕組みを活用した、旅行事業者や百貨店などと連携した講座やセミナーの開催、一般には知られていないような地域の魅力をテーマにした旅行商品の提案、三重への旅が楽しくお得になるみえ旅パスポートの発給などを行うみえ旅案内所の機能など、三重ファンやリピーターになっていただくための取組を進めます。

情報発信については首都圏のメディアを活用した情報発信に取り組んでおり、最近では、日本橋地区のタウン誌である毎月4万部発行の『月刊日本橋』や毎月3万部発行の『日本橋ごよみ』に三重と日本橋の特集記事や三重テラスの告知記事を掲載していただいているところです。

このような三重テラスの取組だけではなく、市町や商工団体、三重ゆかりの応援店舗や応援企業、県人会など三重県出身の方々との連携による情報発信や、三重の魅力の発信につながる著名人と私とのトーク、首都圏に本社を持つ県内立地企業と私どもとの懇談会など、ネットワークを活用した首都圏

での面的な広がりを持つ取組により三重ファンを拡大し、来館者を増やして三重に人を呼び込むことにつなげていきます。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 私のほうから、全国菓子大博覧会三重県開催について御答弁申し上げます。

全国菓子大博覧会は、明治44年の第1回に始まり、ほぼ4年に1度開催されております。これまで26回を数え、過去に三重県で開催されたことはありません。直近では、議員もおっしゃられたように、広島県において開催されました。

こうした中、平成29年に三重県での第27回全国菓子大博覧会の開催を目指し、三重県菓子工業組合が立候補いたしました。開催地選定の事務局である全国菓子工業組合連合会によりますと複数の立候補がありましたが、全国菓子大博覧会協議会による選定手続等を経て、広島市での第26回全国菓子大博覧会の開催期間中である本年5月11日に三重県開催が発表されました。

この博覧会の趣旨は、お菓子の歴史と文化を後世に伝え、菓子工業技術の向上や菓子業界・関連産業の振興につなげることと聞いており、三重県での開催は、本県の情報発信や観光誘客への効果が期待できる機会であることから、県としましても喜ばしいことと考えております。

全国菓子大博覧会につきましては、まずは主催者となる三重県菓子工業組合等関係団体が中心となって設立する実行委員会において、どのようなコンセプト、規模で博覧会を実施していくのかを具体的に検討していくことと伺っております。

県といたしましては、その検討案を踏まえながら、商工業や農業など、菓子産業との連携を促進し、地域経済の活性化や観光誘客につなげていく意味でも、今後、主催者となります三重県菓子工業組合等関係団体との連携について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（土井英尚） 宮川架橋と伊勢二見鳥羽ラインの無料化について御答弁させていただきます。

宮川にかける新しい橋につきましては昨年末に、伊勢市、玉城町及び度会町と県が打ち合わせの場を設け、情報共有や検討の進め方等について意見交換を行いました。その場では、地元市町や経済団体等で構成される宮川架橋建設促進協議会が主体となりまして、三重県もこれに参画し、必要性の整理などを行う勉強会を立ち上げることを確認したところでございます。

地元から強く要望され、協議会が提案しています橋梁位置は、川幅が300メートルを超えており、橋を建設する場合、多額の事業費が必要となっております。厳しい財政状況の中、事業化に当たりましては、地元において地域経済の活性化や防災上の観点から費用対効果や当地域の道路ネットワークのあり方などについて十分な整理が必要であり、先ほど紹介しました勉強会などにおいて、協議会とともに県も検討していきたいと考えております。

次に、伊勢二見鳥羽ラインでは、この9月14日に第二伊勢道路が開通してから2週間程度のデータではありますが、第二伊勢道路の開通後10日間を平均しますと、交通量は前年の同じ時期に比べ約1.5倍で、1日当たり約2600台の増加となっている状況でございます。

伊勢二見鳥羽ラインは、県としましては多額の未償還金が残っていること、また、志摩地域への連携強化や利便性向上のための伊勢志摩連絡道路としては、第二伊勢道路は開通したものの一般国道167号鶯方磯部バイパスや昨年度着手した磯部バイパスを整備していることもあり、新たに多額の費用を負担して無料化することは現時点では困難ではないかと考えております。

しかし、三重県道路公社においては、伊勢二見鳥羽ラインの開通以降、黒字経営を続け、道路建設費を着実に償還しており、第二伊勢道路の供用開始により料金収入の増加が見込まれています。今後も運営コストの縮減や利用促進に継続して取り組むよう三重県道路公社を指導し、1日でも早く道路建設費を償還し、無料化につなげられるよう努力していきたいと考えております。

以上です。

〔森下幹也地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（森下幹也） 私からは、離島架橋の整備について、現在の検討状況についてお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど議員からおっしゃられましたように、離島架橋の早期実現に関する請願が平成21年第2回定例会において採択されたことを受けまして、県、鳥羽市、志摩市の行政担当で離島振興担当課長会議を設置し、現在まで、架橋を含めた離島振興全般について協議検討を行ってきております。

架橋につきましては、担当課長会議におきまして、全国的な事例を踏まえまして離島架橋の現状等について情報収集及び意見交換等を行い、既に整備された地域を対象にしたアンケート調査や現地調査を実施してきたところでございます。

また、昨年の国の法改正に伴いまして、本年5月に新たに三重県離島振興計画を公表させていただきました。その策定に当たりましては、鳥羽市、志摩市、さらに離島住民の皆さんとも意見交換を重ねた中で、「離島架橋については、船舶に頼らない陸上交通を確保し、島の産業や生活圏の広域化を促すとともに、住民の生命と生活を守るライフラインとしての役割が期待できることから、今後も引き続き、国の動向や他県の事例などの情報収集に努めるとともに、鳥羽市及び志摩市との合意形成を図りながら、その必要性と方策について検討していきます。」と記述させていただきました。

これまでの調査結果などから、架橋による効果とともに架橋に伴って生じてくる課題を洗い出し、その対策を事前に検討しておくことが重要であるというふうに考えております。

先般行われました鳥羽市長と知事との1対1対談におきまして、市長が先進事例についての研究について御発言されたことも踏まえまして、今年度は架橋の計画が現在進行中の先進地域を対象に、架橋後を見据えた地域づくりの取組などを中心に調査をする予定となっております。

県といたしましては離島架橋に対する島民の方々の思いについても十分承

知しておるところでございまして、引き続き関係する鳥羽市、志摩市と連携し、課題、問題点の解決に向けた協議検討を重ねてまいります。

以上です。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） 知事、三重テラス、派手にスタートいたしましたけれども、なかなか今までにない形なので、県民の皆さんには、多額の費用をかけてつくられたということもございますので、ぜひともわかりやすい形でのPRもしていただきたいと思いますというふうに思っております。

それから、菓子博は実行委員会の検討の中身を見てということでもあります。これ、すると誘致を決めてしまいましたというか、そういう状況でもございますが、場所はまだということもございますけれども、何とか協力をしていただきたいと思いますというふうに思います。これから実行委員会ができて、それにかんでいくということと理解をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、伊勢二見鳥羽ラインのほうですが、部長、これは、今の利用度からいくともう少し近づく可能性がある、あるいは、志摩市、鳥羽市、伊勢市と協力して一定の残額を、残っているお金を整理すればという可能性もあるということですか。もう一度聞かせてください。

○県土整備部長（土井英尚） 料金収入が増えるということは償還が早まるということで、それは早まることになると思っております。

それと、地元のそのような機運ということで、北勢のほうでもそういう事例があるということでもありますので、そういう機運が高まったときに協議をしていろいろ議論をしていきたいと考えております。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） 機運が高まるというか、これからたくさん地域へお客さんもお見えになりますので、さらに、その辺を踏まえてぜひ地域と話をさせていただいて、とにかくあそこの渋滞が起こらないように何とか対応をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

ETCのことも聞こうかなと思ったんですけど、ちょっと調べさせていただいたらかえってお金がかかって延びてしまうみたいな話でございましたので、またじっくり別の角度で議論をしたいというふうに思います。次のところへ進めさせていただきたいと思います。

次、セーフティネットは守れるのかということで質問をさせていただきたいと思います。

まず、日常生活自立支援事業というのがあるんですが、三重県社会福祉協議会では地域福祉権利擁護事業というのですが、この場でも何人かの議員が議論をしておりますので、ちょっと紹介をさせていただきます。

これは、地域で生活をされております高齢者、知的障がい者の方、そして精神障がい者の皆さんで、少し判断能力に不安がある、そういう方々に対して、自分の福祉のサービスの利用料だとか、あるいは税金だとか保険料だとか電話代とか、いろんな支払いのお手伝いをしたり、また、年金がきちっと振り込まれているかの確認、計画的にお金を使えるようにするなど、その方たちの自立をサポートする、こういうサービスでございまして、このことで振り込み詐欺だとか訪問販売などにひっかからないようにということで、そういった方たちをまた狙った犯罪が増えてきておるというふうに聞いておりますので、そういったサービスなんですけれども、このサービスは一体どういう状況かというのが、この資料でございます。（パネルを示す）

これ、社会福祉協議会からいただいた資料に基づいてグラフ化したものでございます。平成14年に145件であったものが、平成23年、一番下、1026件となっております。大体1年に100件ずつ増えておまして、今年の3月末、このグラフに出ておりませんが、123件増えて1149件、そして、先ほど確認させてもらいましたら、一番近々では、現在というか7月末で、この4、5、6月で44件増えて1193件ということで、随分、需要といえますか、利用者が増えているということです。

次のグラフをお示しいたします。（パネルを示す）このグラフは内容別の伸び率を挙げさせていただきました。全体的には7倍の伸びなんですけれど

も、精神障がい者の方が最近ずーっと増えておりまして10倍になっております。知的障がい者の方が7倍、認知症の高齢者の方が5倍、こういう伸びを示しております。

そして、もう一つのこれは、（パネルを示す）社会福祉協議会にそういった内容の相談、利用する前に相談があります。相談の伸び率をグラフにしたものでありますけれども、10年前はこういった困っているんだという相談が1537件だったんですけれども、平成23年度末には実に3万1791件、10年で約21倍になってきている。これが三重県地域福祉権利擁護事業の実態なんですね。

こういった相談に乗ってみえる方というのは、社会福祉協議会にみえます専門員の方、そして、生活支援員の方なんですね。専門員の方1人に35名の利用者が基準になっております。1人の相談員に35人を超えていきますと大変負担がかかってくるということで、そういう基準でこれが国と県からの補助金で運営をされているという状況でございます。

この生活支援員の手当というのは1時間に800円ということですが、現実には1時間で終わるケースはなかなか少ない、1時間以上かかってしまう、そういう状況でございます。

こういう、もっともっと利用者に対して予算を増やしていかなければならないというのをわかっていただいたと思うんですけれども、これ、昨日おとといの新聞に出ておりましたけれども、突然厚生労働省は、既に予算化をされて動いているこの事業に対して、今月の9月11日付で、セーフティネット関連予算30%カットという、そういう内示を出してまいりました。この予算には、権利擁護事業のほかにも、幾つか生活弱者の命がかかっているセーフティネット事業が含まれております。とんでもないことを政府は考え始めたんだなというふうに私は思っておりますが、そこで、執行部の所見をお伺いしたいと思います。

私は、先ほど数字を示させていただきましたように、もっともっと専門員、生活支援員を増やしていくべきだというふうに思いますが、これから県とし

てその辺の考え方を示していただきたいなというふうに思っております。

それから、もう1点、知事、こういう地域が頑張るといいますか、今回の国の削減は、低賃金で頑張っている専門員の方や生活支援員の方、そういう人たちに、もう予算がないので9カ月で、あんたら、やめなさい、そういうようなことを言ったのと同じなんですよね。この削減で、生活支援員のサポートによって、今度は地域で自立して一生懸命生きようとしている認知症の方とか知的障がい者の方とか精神障がい者の方にどのような影響が出てくるのか、切ることによって。そういった現場を全く知らない国の事務的な手法であり、私は本当に許せないというふうに思っておりますが、その点について県としてどうされるのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） それでは、日常生活自立支援事業の充実についてでございますけれども、日常生活自立支援事業は県社会福祉協議会が実施主体でございますして、基幹的な市町社会福祉協議会に委託して、御紹介いただきましたような事業を行うものでございます。

これも御説明がございましたけれども、高齢化の進展等により利用者が年々増加しておりまして、平成19年度から24年度までの5年間にほぼ倍増している状況でございます。このため、県としましてはこれまで、県社会福祉協議会に対する支援の拡充を図ってきており、平成25年度におきましても、この事業のコーディネートを行う専門員が2名増員されたところです。

しかし、今後この制度につきましては市町が主体的に実施していくような制度になるべきだと考えておりまして、また、財源の確保も必要であることから、国に対し、そういった制度改正、あるいは財源の確保について要望していきたいと考えております。

それから、もう一つお話がございました、今回の国のセーフティネット支援対策等事業費補助金の減額内示につきましてでございます。

このセーフティネット支援対策等事業費補助金では、日常生活自立支援事

業、先ほどの御質問の事業をはじめ22の事業が補助対象となっております。今年6月に国に対し今年度分の補助協議を行ったところですが、例年は7月末にほぼ満額の内示があるところにもかかわらず、今年度は例年より1カ月以上遅れた上に、協議額の約7割の内示にとどまりました。このため県としましては、事態の重要性に鑑み、直ちに国に赴き、国に対し追加内示を強く要望したところでございます。国では今後、補正予算の確保に全力、最大限の努力をするということでございますので、県としましても引き続き、国に対し予算の確保を要求してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） 今、将来は市町の仕事というふうには聞こえました。それから、今回、国にしっかりと予算取りというふうには聞こえたんですけども、現実、私が申し上げましたのは、今、本当にサービスを受けている方々がみえる。今年の予算がもう9カ月だけやと、あとの3割は知りませんよということを国から言われた。そのことに対して、これは社会福祉協議会の仕事だから国に対し私たちも言っていく、そのようにとれたのでありますけれども、そうすると、これ、もしつかなかった場合は、こういった障がいをお持ちの方とか認知症の方たち、地域で生きていこうと頑張っておられる方はどうなるんでしょうか。そして、低賃金でも何とかそうした人たちのお世話をしている人たちは一体どうなってしまうんでしょうか。

○健康福祉部長（北岡寛之） これにつきましては、先ほどもお答えしましたとおり、先日大臣の会見でも補正予算、最大限努力をするというふうなことをおっしゃっておりますので、県としましては、現時点では国に対し補正を強く求めてまいりたいと、このように考えております。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） 先ほど知事は、藤根議員の質問に対しまして答弁で、障がい者の方たちに対しての強い思いというものをを出していただいたというふうに私は理解させてもらっております。

そういった先ほどの思いからいきますと、今回、このことについて、そういった生活をされている方、そして、そういうお仕事をされている方に、やはりそれは、最終は県が何とか面倒を見ようよというか、とにかくセーフティネットは県に任せなさいというぐらいの思いがあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 今回、先ほど部長のほうから答弁しましたが、国のほうからこういう話、減額の話があったことは大変遺憾であります。特にコンピューターシステムの見積もりが思ったより多くなっちゃったので削りますというようなことでありましたから、厚生労働省の事務対応もちょっと問題があるんじゃないかと思っていますところではありますが、一方で、先ほど部長からも言いましたように、田村大臣も最大の努力をすとおっしゃっていただいているのと、その後、厚生労働省のほうからも、各地方自治体の事業が支障なく継続できるようにするため、追加予算の確保等も含めた具体策を検討しているというふうなことをおっしゃっていただいていますので、まずは国の動向をしっかりと見るということだと思います。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） 新聞記事にも出ておりましたが、厚生労働大臣が不足問題で追加予算確保へ全力するというふうな決意はあるんです。現実、本当に追加予算を含めて検討しなくてはならない話だというふうに書いてありますが、努力は努力として、まず、これを見守っていただいて、私のほうからは、これ、何ともしようがないときは、やはり社会福祉協議会の方々、私は、県から、国から、予算といいますか、補助金をいただいて運営している社会福祉協議会の方々はなかなか県に対しても強いことは言えないんだというふうに思っております。

そういった本当に弱者の一番近いところで頑張っていただいている方々の思いを持っていただきまして、今回の万が一のときの対応をぜひお願いしておきたいというふうに考えております。ぜひ、これはお願いをしていきたいというふうに思いますので、よろしく。また、機会がございましたらこの問

題について、成り行きによってまた御質問もさせていただきたいというふう
に思っております。

次の課題に移らせていただきます。三重県の原子力防災についてというこ
とで質問させていただきます。

14年前の今日なんです、1999年9月30日というのは、茨城県の東海村、
JCO臨界事故が起こって2人の方が亡くなりました。そして、667名の方
が被曝した日であります。

また、この11月30日は、芦浜原子力発電所の計画が公表されてから50周年
になります。1963年11月30日に旧南島町と旧紀勢町にまたがる芦浜海岸を含
む熊野灘沿岸の三つの地点への原子力発電所候補地として建設計画があつた
んですけれども、その後、北川知事の時代に白紙撤回という状況になって、
そのまま現在に至っております。

そして、2011年3月11日に東日本大震災がありまして、福島原発事故が
引き起こされたわけであります。

福島原発関連による死者は新聞報道によりますと910人に達しておりまし
て、15万人が家に帰れない、そして、今後10年以上居住できない土地が生み
出されております。現在もコントロールを失って放射能を出し続けている福
島第一原子力発電所の事故の惨状を目の当たりにしまして、改めて原発の潜
在的な危険性のすさまじさに心を失うほどであります。

福島で起きている汚染水漏れ事故は、新たにレベル3と事故評価されたよ
うに、3・11に続いてまだ新たに事故が起きている事態でありまして、福
島原発が終息したとか完全に制御されているという認識は全くの論外であろ
うかというふうに思います。先般、福島県の県議会議員にお伺いいたしまし
たら、今のまま、もし今の状態のまま、また津波が来たらと思いますともう
ぞっとするというふうなことを言っておりました。

2011年3月25日に原子力委員会の委員長名で提出された内閣府の資料にお
きまして最悪シナリオという予測がなされました。それでは170キロ圏内が
強制避難地域という表現がされております。そして、また、現実に福島原発

から200キロ離れた千葉県柏市、そして松戸市では、放射線量の高いホットスポットができております。放射能除染作業は実際今も行われておりますし、また、ごみの焼却灰が高度の放射能を含んでいるということで、その処理に苦悩しているという状況でございます。そういう報道があります。

また、原子力規制委員会では、複数の原発で同時に事故が起こった場合の予測や、原発から50キロ以上離れたところでの予測の精度を上げることを検討し始めているという報道もございます。

つまり、今まで原発は30キロ以内という現在の指針による想定というのは福島事故の現実ともかけ離れておまして、放射性物質拡散の考え方を考える必要があるのではないかというふうに思っております。

三重県の場合です。最も近い福井県美浜原子力発電所から三重県庁までの距離は119キロです。熊野市役所までは202キロでありまして、200キロを基準とするならば三重県はほとんど入ってしまうんです。このような中で県民の命と健康を守るために、三重県として原子力防災計画を当然考えておくべきだというふうに考えております。

そこで、具体的に3点お伺いしたいと思えます。

一つは、事故が起きたときの情報通報体制についてであります。

浜岡原子力発電所については中部電力と協定を結んでおります。そして、また、危険物施設等災害予防計画の中で、近隣の原子力発電所の安全確認に関する通報連絡について電力業者との連絡体制を整備するとありますけれども、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社など、それぞれ原発ごとに協定はどのようになっているのか。

また、浜岡なんかとの協定の中に、何らかの理由で制御棒が入って原発が緊急停止した場合とか、こういったときは通報ができるようになっているのか、そのことをまずお聞かせいただきたい。

それから、先般、昨年ですかね、NHKで放送されました東日本大震災の証言記録というのがあります。「福島県三春町～ヨウ素剤・決断に至る4日間～」というDVDをちょっと見せてもらいました。

これは、福島原発から80キロの三春町が、国、県からあのときに、原発事故が起こったときに何の情報も得られないまま、町が自ら風速等々をはかったり判断をして、福島原発からの風向きを確認して、甲状腺に蓄積されやすい放射性ヨウ素をブロックするために、あらかじめヨウ化カリウムを40歳以下の町民に飲ませる決断をするまでのドキュメンタリーでした。

これを見て、やはりそういった情報というのは一体どうなっているのか、例えばSPEEDIの情報、こういったものは県民にどういう形で伝えるのか、三重県の場合、大丈夫なのかということを感じました。

そして、また、もし三重県の一番北のまちでそういう状況になったときに、県は安定ヨウ素剤の県民分の備蓄というものは、これは私は絶対必要だと思うんですけども、今、これはどうなっているのか、このことについてお示しいただきたいと思います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 中村議員からの原子力防災に関する御質問にお答えします。

まず、通報連絡体制はどうなっているのかということからお答えします、順次、あとSPEEDI、安定ヨウ素剤について述べさせていただきたいと思います。

まず、原子力事業者との通報連絡体制でございますけれども、原子力発電所に異常時等があった場合、そうした場合に本県に速やかに情報が入るように、中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び日本原子力研究開発機構の原子力関係各社との間で覚書等によりまして異常時の連絡体制は構築してございます。このことについては、地域防災計画のほうにも記載させていただいておるところでございます。

また、昨年度、専門的な知見を持った学識経験者の方を三重県原子力災害対策アドバイザーとして委嘱しまして、原子力災害対策並びに異常発生の連絡があった場合の対策についての御助言をいただくという体制を整備したところでございます。

議員から先ほど最悪シナリオ170キロ圏という御紹介もございましたけれども、原子力災害対策特別措置法によりますと、原子力発電所からおおむね30キロメートル圏内を含む地方自治体は地域防災計画原子力災害対策編を策定しなければならないとされておりまして、本県の場合、若狭湾沿岸に立地する原子力発電所から県境約70キロメートル、静岡県の浜岡原発のほうからは県境約100キロメートルというため、策定の対象にはなっておりません。

一方、東京電力福島第一原子力発電所の事故におきましては、議員御指摘のとおり関東地方におきまして、風雨で地表に落ちた放射性物質によりまして局所的に放射線が高くなるという、いわゆるホットスポット、この現象があらわれたということでございます。

こうしたことから、国におきましては、30キロメートル圏外の地域も含めまして、今対策を講じる必要のある地域や必要な防護措置のあり方について検討されているということを知っております。

次に、SPEED Iでございますが、SPEED Iについては原子力発電所からおおむね30キロメートル圏内を含む都道府県に対し配備されておりまして、本県はやはり圏外のため設置されておりません。しかしながら、実効性ある防護対策をとるためにはSPEED I等による放射性物質の大気中拡散予測に関する情報等を迅速に公表、伝達することは極めて重要であると考えておりまして、こうしたことから、全国知事会として、SPEED Iの情報等を迅速に公表、伝達して、避難や、あるいは屋内退避等に有効に活用できる具体的な仕組みを構築するよう、国に対して要望しているところでございます。

また、安定ヨウ素剤の予防服用でございますけれども、これは、原子力規制委員会が定めます原子力災害対策指針におきまして、原子力発電所から30キロメートル圏外の地域であっても防護措置が必要となることがあるということから、屋内退避や避難などの防護措置とあわせて、今後の国の検討課題ということになっております。

なお、若狭湾沿岸に立地します原子力発電所において、万が一東京電力福

島第一原子力発電所同様の事故が起きた場合の三重県への影響につきまして、先ほど申しました原子力災害対策アドバイザーの意見としては、直ちに避難を行う等の緊急措置をとる必要はないレベルであるという見解を得ているところでございます。

しかし、いずれにせよ、県におきましてもこうした国の動向を注視しますとともに、何度も申しますが原子力災害対策アドバイザーの方の助言も得ながら、原子力施設での事故の際に本県が受けるであろう影響に応じた情報提供、あるいは防護措置、そうしたことについて、そして、また、一方で、原子力災害による県外からの広域避難の対象にも本県はなると思いますので、そうしたことの受け入れ体制、それらも含めまして検討を進めてまいるということを考えておりました、来年度策定予定の三重県地域防災計画、今、地震・津波対策編というのを見直しておりますけれども、今度は風水害等対策編、この「等」は大規模事故等を含めたもろもろの事故をいっておりますけれども、この中に原子力災害も独立させて書き込むと、そういうことで反映させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） 今、原子力災害のアドバイザーの方に相談をしながら進めるということ、それから、来年は独立した形での原子力災害についての指針を決めるというふうに聞かせていただきました。

ただ、30キロメートル前後というのが、30キロメートルという数字が何度か部長のほうから出されましたけれども、先ほど、冒頭に、私、時間をかけて申し上げましたように、30キロメートルというのはほとんど今回の事故で、無視をされるというか、影響が関係なくなっている、もうそれ以上のところにかかなりの災害が出ているということもございますので、この指針をつくられるときに、その辺もしっかりと踏まえていただきたいというふうに考えております。

最後の質問がございましたので、この点につきましてはまた続きでお話をさ

せてもらいたいというふうに思います。

最後、平和政策についてお伺いいたします。

これは、宮本長和さんとか田川さんとかから始まりまして、歴代の教育長に平和教育について考え方を、基本的なものをずっと聞かせていただきました。私が今まで聞いてきた発言の環境と今はちょっと違っているというふうに思っております。

例えば、『はだしのゲン』の作家の中沢啓治さん、今まで一切何もなかったんですが、突然彼の漫画を読んだらいかんという教育長があらわれたり、あるいは三重県も、自衛隊、これ、自衛隊が国防軍にという、こういう時代に一般事務職員を自衛隊で研修させようという、そういう動きが出てきたりとか、そういう知らないでいる間にそういったところへ入っていくのではないかと、そういう私は心配をしているところでございますが、今日は、国のトップが誰になろうとぶれることなく、さきの大戦で亡くなられた300万人もの先人の尊い犠牲を無駄にしないためにも、戦争の悲惨さ、そして愚かさ、平和の尊さをきちっと若い人たちに伝えることが大切だというふうに私は思っております。

そういった意味で、教育長、伊勢市では各学校の生徒、中学生の代表が広島記念式典に行つて文集をつくりました。渡させてもらってありますが、知事と教育長も出させてもらいましたが、その感想も込めて、平和教育というのは自分はこう思っているというのをちょっと聞かせていただければというふうに思います。時間がないので済みません。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 平和教育について思いをとということでございますのでお答え申し上げます。

さきの大戦が終わってから68年を数え、その記憶は徐々に風化しつつあり、戦争の悲惨さを後世に伝える戦争体験をされた方々が年々少なくなっている状況にあります。

さらには、国際関係が複雑化する状況の中にあつて、戦争の悲惨さや平和

の尊さについて考え、学ぶことは大変重要です。

子どもたちは戦争を知りません。教える教職員も戦争を知らない世代となって久しくなりました。これは、家庭においても同様だと思います。

このような中であって学校で平和教育を行うに当たっては、児童・生徒の発達段階に応じた指導とともに、教師の価値観ではなく客観的な事実に基づいた指導が何よりも重要だと考えております。

県内の小学校、中学校及び高等学校においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間などを中心にして平和学習に取り組まれております。

具体的には、戦争を体験された方々から直接話を聞いたり、地域にある戦争の史跡や資料を調べたり、戦時中の人々の生活状況を体験する活動などを行っております。また、修学旅行で語り部から聞き取りなどを行い、平和の大切さや命の尊さを訴える強い思いに直接触れている活動をしている学校もございます。

教育委員会といたしましては、今後も引き続き各学校において平和教育が適切に行われるよう、市町教育委員会と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

伊勢市の平和学習の取組についてでございますが、感想文集を読んでのということでしたが、非常に貴重な体験をされたと、彼らが自分の家族や友人たちに平和の大切さを伝えていってくれるとともに、私としては、生徒一人ひとりが身近な問題である学校内でのいじめや暴力行為に対しても自らの課題として向き合い、自他を尊重する態度を身につけ、安心して学校生活を送ってほしいと願っておるところでございます。

以上でございます。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一）（パネルを示す）これは中学生たちが市民の前で発表をしているシーンなのですが、広島から帰ってきて、やはり自分のところの学校の生徒にきちっと、被爆体験の話聞いた、その話をする、そして、また、自分たちがやはりこれからはピースメッセンジャーとしていろんな行動を起

こさなくてはならない、そういう言葉がそれぞれの文集にまとめられておりました。時間がございましたら本当に知事とこんな話もさせてもらいたいなというふうに思ったんですが、また、これからも機会があろうかというふうに思います。

はしりましたけれども、私からの一般質問、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

杉本熊野議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。1番 下野幸助議員。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 新政みえ、鈴鹿市選出の下野幸助です。皆さんお疲れのところ大変恐縮ですが、午前中、最初に質問されました杉本議員の防災、津波避難についての関連質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

午前中の杉本議員の防災タウンウォッチングという質問では、防災対策のソフト面のお話、地域の地元の方の御協力があって進められているというお話がございましたけれども、私のほうからは公共性が高いハード面についてであります海岸堤防の老朽化対策について質問をさせていただきます。

海岸堤防の老朽化対策につきましては、三重県では御承知のとおり、平成24年度から27年度までの4年間で200カ所、老朽化したところを優先的に継続して改修工事をしていくということでお伺いをしておりますし、この件につきましては、私も平成24年度の初めに一般質問をさせていただきました。

そこで、今日は1年半がたちまして、その老朽化対策の進捗ぐあいについてお話をお伺いしたいと思います。

まず、土井県土整備部長にお尋ねしますが、平成24年度初めからこの取組をしまして、実績数、それから、平成25年度の予定箇所等を踏まえてお答えをお願いしたいというふうに思います。

○県土整備部長（土井英尚） 議員御指摘のように、海岸部の老朽化対策につ

いては200カ所という中で、平成24年度に55カ所終わっておりまして、今年度56カ所の整備を予定しているところでございます。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） ありがとうございます。

55カ所と56カ所ということで、足して111ということで、2年間で200の半分以上をやっていただくということでありますので、引き続きこの4年間というお話なんです、地域の皆様からお話を聞いていると、平均的に4年間50台でやるというよりは1日でも早くやっていきたいという御希望もございますし、何といたっても堤防というのは県民ニーズが高いだけでなく命を最前線で守ってくれるものですので、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、知事のほうからも、平成24年当初、私、質問したときに、これは4年間で計画はあるけれども1日でも早くということでしたので、ぜひともそのことについて引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思いますが、改めてこの老朽化対策に対する知事の所見をよろしくお願ひいたします。

○知事（鈴木英敬） 今、下野議員のおっしゃったように、地域の皆さんは大変心配されているということは私も伺っています。特に鈴鹿市の自治会連合会の会長さんなんかから特に私の顔を見るたびに海岸堤防のお話を伺うというような状況であります。残る89カ所につきましても、平成27年度というのは目標にはしておりますけれども、少しでも前倒しして進めてまいりたいと思っています。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） ありがとうございます。

鈴鹿市の連合会長さんは私の御近所でもありまして、私からも、すごい要望がされますので質問させていただきましたけれども、1日でも早くということでもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、時間がちょっと余りましたので、最後に、杉本議員からもありましたけれども、ブラジルの短期滞在ビザの免除につきましても行っていた

だくということでは、ぜひともよろしくお願いをしたいと思っておりますけれども、今後進めていくに当たりまして、今、知事が思っている課題について、関連の周辺の地域とやっていくということはありませんけれども、今思っている課題について、もしありましたら一言お願いをしたいというふうに思っております。

○副議長（前田剛志） 下野議員に申し上げます。通告外の項目だと思われるので考えていただければと思います。

○1番（下野幸助） 済みません。要望にとめさせていただきますので、これで終了させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

請 願 の 取 り 下 げ

○副議長（前田剛志） 日程第2、請願取り下げの件を議題といたします。

健康福祉病院常任委員会において審査中の請願第34号及び請願第35号については、お手元に配付の請願取り下げ件名一覧表のとおり、請願者から取り下げ願いが提出されました。

お諮りいたします。本件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田剛志） 御異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決定いたしました。

請願取り下げ件名一覧表

委員会名	受理番号	件名
健康福祉病院	請34	介護職員の処遇改善を求めることについて
健康福祉病院	請35	安心・安全の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求めることについて

○副議長（前田剛志） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（前田剛志） お諮りいたします。明10月1日から10日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田剛志） 御異議なしと認め、明10月1日から10日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

10月11日は定刻より、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（前田剛志） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時9分散会